

第 2 回 食と農林漁業の再生実現会議 配付資料（抜粋）

今後のスケジュールについて

	実現会議	幹事会
12 月	11 月 30 日 第 1 回	今後の進め方
1 月	1 月 21 日 第 2 回	論点 1 : 持続可能な経営実現のための 農業改革のあり方 論点 2 : 消費者ニーズに対応した食 品供給システムのあり方 論点 3 : 戸別所得補償制度のあり方 論点 4 : 農林水産業の成長産業化の あり方
2 月		
3 月	2 月下旬 第 3 回	
4 月	3 月 第 4 回 (中間整理)	
5 月	↓ 随時開催 実現会議 (基本方針素案)	・ 基本方針の策定に向けた議論 ・ 公開ヒアリング、現地視察等 ↓
6 月	実現会議 (基本方針策定)	

注：いずれかの段階で、林業・水産業についての議論も行う必要。

「論点 1：持続可能な経営実現のための農業改革のあり方について」
に関する幹事会等での議論

経緯

◎ 4 回の幹事会を開催

- 12 月 7 日 第一回幹事会
(第一回実現会議での議論を踏まえ、今後の進め方等を確認)

12 月 21 日 第二回幹事会 (ヒアリング)

 - ① 牟田 天平 生産者 (水田)
 - ② 木村 誠 (株)TKF 代表取締役
 - ③ 神成 淳司 慶應義塾大学環境情報学部准教授
 - ④ 野口 和広 上越市副市長

1 月 7 日 第三回幹事会 (ヒアリング)

 - ⑤ 南部 靖之 (株)パソナグループ代表取締役グループ代表
 - ⑥ 境谷 博顕 稲作農家、(有)豊心ファーム代表取締役
 - ⑦ 近藤 龍夫 北海道経済連合会会長
 - ⑧ 佐々木 廣 (株)JAシンセラ 常務取締役

1 月 14 日 第四回幹事会 (幹事会メンバー間で意見交換)

◎菅総理の視察 (12 月 4 日千葉県香取市、12 月 12 日山形県鶴岡市)

◎食料・農業・農村政策審議会 (12 月 17 日)

資料

資料 2－1：「持続可能な経営実現のための農業改革のあり方」に関する有識者ヒアリング等における指摘事項の整理	1 頁
資料 2－2：「有識者ヒアリング等における議論の整理表」	6 頁
資料 2－3：「有識者ヒアリングの概要」	9 頁

論点 1 「持続可能な経営実現のための農業改革のあり方」 に関する有識者ヒアリング等における指摘事項の整理

1. 経営の将来展望

産業として「儲かる農業」を実現し、若者が安心して働ける環境を整備するためには、部門ごとに議論する必要がある。

各部門において、以下のような論点があるのではないかな。

(1) 土地利用型農業

土地利用型農業（稲作、畑作）においては、比較的大規模な経営を展開し、コスト削減や品質改善に取り組んでいる経営者がいる。そうした経営者においても、価格下落傾向の中、将来に不安をもち、また、一定の国境措置や直接支払が必要であるとの指摘があった。

特に、稲作においては、主業農家について、貿易自由化の影響が大きく、農地の集約化等による強い担い手育成策の必要性が指摘された。

一方、非主業農家は小規模で生産性が低い、生産全体の 6 割を占めており、そのあり方については、我が国農業の根幹に関わる問題であるとの指摘もあった。

(2) 施設園芸分野

施設園芸分野（野菜等）の経営者からは、高付加価値化や六次産業化、生産工程の改善といった経営改革により需要を拡大する等、前向きな将来展望が示された。民間企業による新規参入者の研修、就農支援の取組も始まっている。

(3) 酪農

酪農においては、主要品目が国境措置で保護されており、貿易自由化の影響が大きく、経営の下支えを含む強い担い手育成策の必要性が指摘された。

- (4) 以上のような将来展望を踏まえれば、**土地利用型農業**（稲作、畑作）（高関税）（稲作は非主業農家の問題、畑作は食品製造業の問題がある）、**施設園芸**（野菜等）（低関税で競争力がある）、**酪農・畜産**（酪農は高

関税で米豪との競争力格差がある）（乳業等の問題がある）といった部門ごとに、また、ある程度地域別に、新基本計画との整合性にも留意しながら、対応策を検討する必要があるのではないかな。

2. 担い手（攻めの農業者像）

（1）土地利用型農業

①担い手像の明確化

土地利用型農業に関しては、担い手像を明確化し、そこに各種の支援を集中化して、競争力強化を図っていくべきではないかな。

②集中的に講ずべき施策

農地の集約化に加え、奨学制度、ビジネスセンスを培うための研修、経験の浅い農業者でも利用可能な技術体系の確立（AI 農業）、流通・加工のノウハウ修得、従業員の待遇面での充実、法人化の更なる推進等、政策総動員で進めていく必要があるのではないかな。

また、水田の徹底活用のため、麦、大豆、飼料作物や輸出用米の振興に取り組むべきではないかな。

③集約化の更なる促進

集約化を加速するため、生産法人のグループ化や集落営農はじめ作業受託の推進等を進める一方、離農・離作を円滑化し、農外からの参入者を含め担い手への農業資源の継承をスムーズに進める方策も必要ではないかな。

（2）施設園芸分野

施設園芸分野を中心に、農業への新規参入の動きが見られる。農業法人への就職支援、独立開始支援（技術、土地等の各般にわたるサポートをワンストップで提供できる体制を地域ごとに整備）等を強力に進めるべきではないかな。

3. 農地

(1) 集約化や参入促進の観点からの農地制度の検証

平成 21 年 12 月に改正され運用が始まった新たな農地制度に関して、①農地集約化を通じた競争力強化、②新規参入の促進を強力に進めていくという観点から、問題が制度にあるのか、運用にあるのかといった点を検証すべきではないか。

特に、以下のような点について検証・検討を行うべきではないか。

- 農業委員会（委員構成・運営方法の改善等）や市町村の機能
- 流動化のためのインセンティブ措置の強化（国や地方公共団体が買い上げ借り上げる方策、転用期待を減殺する土地政策等）
- 農地荒廃を避けるための管理等の方策（集落機能の発揮を含む）
- 基盤整備（生産者負担のあり方を含む）、用排水施設の管理
- 農地の確認、確保のための検地制度の検討

(2) 新規参入者の農地アクセス改善

新規参入者の農地アクセス改善のため、上記のような対応に加えて、農地情報のデータベース化や農業生産法人の要件緩和が必要との意見もあるが、こうした点の検証・検討も行うべきではないか。

4. 流通（農協その他）

(1) 流通改革等

- ① 生産者手取りと小売価格の差が大きく、流通経費や手数料に多くの部分をとられている現在の流通システムを改革する必要があるのではないか。

特に、海外市場で高値販売した場合の生産者への還元の方策や輸出しやすい加工の考案が必要ではないか。

- ② 「六次産業化」等の成功モデルを作り出す必要があり、生産者と消費者を結び付ける等以下のような取組を推進すべきではないか。
 - 農産物の品質をデータ化しての販売

- 高齢化社会における健康志向等に配慮した栄養価の高い農産物生産の支援
- 農業版 I S O である J G A P
- 日本の農産物の価値を消費者に伝えるための情報提供（「東京農業祭」等）
- 米を中心とした輸出促進のための組織体制

（２）農協の機能

- ① 農協は、流通や販売・調達といった各側面で農家の期待に十分応えられていないとの指摘がある中で、農協についてどのような改革を行っていくべきか。
一方で、中小農家支援や地域の意見調整等において農協が重要な役割を果たしているとの意見があることに留意すべきではないか。
- ② 農業と商業、工業その他の産業との連携を進めるため、農協と商工会議所等の連携を強化すべきではないか。

５．地域社会を支える農業の維持

- （１）水源かん養、国土保全等の観点からも中山間地域への人の定住が重要であり、そのための「地域社会を支える農業」が必要との指摘があり、直接支払制度のあり方、コスト削減、省力化等のための基盤整備、地域活性化プロデューサー等の地域リーダーの派遣等について検討していく必要があるのではないか。
- （２）平地の大規模農家、中山間地域の小規模農家に分けて農業支援を考えるべきではないか。中山間地域は各省連携で取り組むべきではないか。「農耕隊」構想もあり得るのではないか。

6. 直接支払制度

- (1) かつて市場価格支持を行っていた米については、コスト削減により利益につなげていくという意識がないというところに問題があったのではないか。
- (2) 戸別所得補償制度に期待が寄せられていたが、その年々の価格に関係なく支払われる固定部分が現れて歓迎されたのではないか。
- (3) 戸別所得補償制度を含め、農業政策は、地域にあったきめ細やかな支援を考えるべきではないか。
- (4) 収量面でのカバーのみならず、品質低下等にも対応したセーフティネット措置が必要ではないか。
- (5) 戸別所得補償制度の対象農家はずっと現行のままでいいのか。

食と農林漁業の再生実現会議：有識者ヒアリング等における議論の整理表
(論点 1：持続可能な経営実現のための農業改革のあり方)

本資料は、食と農林漁業の再生実現会議幹事会における有識者ヒアリング等における議論のほか、第 1 回食と農林漁業の再生実現会議（平成 22 年 11 月 30 日）、食料・農業・農村政策審議会（平成 22 年 12 月 17 日）、菅内閣総理大臣の現地視察の際の「車座」意見交換会（平成 22 年 12 月 4 日千葉県香取市、12 月 12 日山形県鶴岡市）で出された意見を基に、事務局において便宜的に整理したものである。

	分野横断的事項	土地利用型農業（稲作、畑作）	施設園芸分野（野菜等）	酪農・肉用牛
1. 経営の 将来展望	- 農業形態に応じた政策展開が必要。 - 経験を持った農業従事者に、IT、加工等の他分野の発想・知識を持った人材を送り込むことで、農業全体を活性化し、農業分野のみならず周辺産業まで含めた雇用創出を目指したい。 - 農業は儲からないという問題を解決しないと農業再生は厳しい。	- コスト削減、農薬使用量低減等に取り組んでいるが、それが目に見えて所得増大につながっていない訳ではなく、今後の農業経営に不安。また、日本農業には国境措置が必要。 - 今年は高温障害により品質・収量が低下、価格が暴落し、地域は疲弊。地域で農業を営む若者が今後に夢を持てない状況。 - 稲作については、農家戸数で 7%ながら生産量の 4 割を担っている主業農家について、畑作同様、自由化の影響が大きく、強い農業づくりのための政策を講ずる必要。 - 稲作の非主業農家は、生産性が低いため一方で補助負担は大きく、そのあり方は我が国農業の根幹に関わる課題。 - 穀物を増産することが必要。飼料用や米粉用などの生産を含めて、水田を最大限活用するコメ政策の確立が必要。	- 農薬、化学肥料に頼らない有機野菜づくりに取り組み。 - 地産地消を柱に、直売、加工、学校給食、食育等に取り組み。販売データや温暖化傾向を踏まえながら、栽培品目・品種や出荷時期を選定している。 - 若いフリーターと 50 歳以上の他産業経験者という人材を農業分野に流動できないかとの思いから、これらの者に地域の農業者を加えて農業を行う取組を支援している（チャレンジファーム）。	- 北海道の酪農をみても、農業者のコスト削減努力だけでは、豪州、NZ には太刀打ちできない。今後は付加価値をつけることが重要。放牧等により飼料自給率を上げながら労働時間を減らす取組等により海外との価格差を縮める努力が大切。 - 生乳を含む畜産物等、加工するプロセスを経て消費者の手元に届くものは国際環境が変わることにより、農産物のみならず、製品ないし調製品が入ってくる。こういう中で、農業のみならず、食品製造業など食品産業にどのような影響を与えるかの見極めが必要。
2. 担い手 (攻めの 農業者像)	- 新規就農者への奨学制度をつくれいか。 - 日本の熟練農業者の経験と感覚に基づく生産技術（暗黙知）を、作物を育成させながら 24 時間モニタリングする手法により分析・解明するというプロジェクトを実施中。 - 平成 21 年の新規就農 41 名中 33 名の受入先は農業法人等。今後とも、農業経営の更なる法人化が望まれる。 - ビジネスファーマーミングとソーシャルファーマーミングという機能としての分化を農業の中でどのような定義づけ、どのような働きかけができるか。	- 担い手への農地集約、離作・離農対策等を検討すべき。 - 本当に政策を充てていくべきは、専業でそれなりの規模をやっている者。 - より厳しい条件で認定農業者の数を絞り込み、その代わり 10 年間政府から面倒を見てもらえるなど支援を手厚くすべき。 - 水稻 30ha、小麦 7 ha、大豆 40ha の自社経営面積に加え、作業受託を大規模に展開中。将来的にはそれぞれ 100ha、合計 300ha の規模を目指している。 - 意欲のある農業の担い手に対してインセンティブを与え大規模化を進める、他産業の方々が農業に参入し新しいノウハウ・知恵を導入することが重要。特に、コメ・小麦等をつくっている土地利用型農業の解決なくして農業改革はあり得ない。	- 農業経営者にビジネスセンスを持つてもらおうことが重要との考えから、農業ビジネススクール、農家経営塾、独自の資格認定制度（アグリ MBA）等を行っている。 - 日本人スタッフが長続きせず、中国からの研修生受入れ等により対応。人材確保のため、社員の待遇面を充実させる努力を続けている。 - 研修等を終えた者が、企業の支援を離れ独立しようとしても、個人で農地を確保することは難しい。規制の壁があると感じている。	

			・ コメ、水田農業をどうするか。水田農業経営体の数も多くし、質も高いものにしていかねければならない。	
3. 農地	【農地制度の検証関係】 ・ 農業委員会の構成員、運営なども見直すべき。 ・ 農地の流動化・管理について、農業委員会は十分に機能しているのか、疑問。 ・ 大胆に国がすべての農地を買い上げて、やる気のある人に貸してもいい。 ・ 遊休農地の集約には、跡継ぎのいない土地を市が借り上げる田んぼバンクが有効。 ・ 農地は一度荒廃すると元に戻すのに時間と費用がかかる。農地がしっかり管理されれば新規参入も容易になると考える。 ・ 農地の保全と生産基盤整備が重要であり、土地改良予算の削減や農地利用集積事業の取扱いについては再考願いたい。 ・ 農地の集約は産業政策と捉えた上で平成の太閤検地を行うべき。 ・ 農地はこれまで膨大な投資をしてきた国の富であり、将来世代にどう受け継ぐかを考えるべき。 ・ 大農地化のためのゾーニングの問題についても考えてほしい。 【新規参入者の農地アクセス改善関係】 ・ 地域によって異なるが、農地の取得・集約は人脈がないと難しい。 ・ そもそもこの農地が空いていて、誰が管理しているか不明なのが困る。 ・ 研修等を終えた者が、企業の支援を離れ独立しようとしても、個人で農地を確保することは難しい。規制の壁があると感じている。 ・ 農地法による農業生産法人（農地の所有権を取得できる法人）についての規制（農業関係者以外の関連事業者（加工業者等）からの出資が1／2未満等）が、企業や新規就農希望者の参入を阻害。農地賃借についても、業務執行役員1名以上の農業常時従事等の規制が存在。農地転用規制の厳格化を図りつつ農地取得条件を緩和すべき。			
4. 流通 (農協その他)	分野横断的事項 ・ 高齢化社会における健康志向等に対応し、栄養価の高い野菜など高付加価値農産物を生産すること等により、日本農業の差別化と競争力強化を図っていくべき。 ・ 農産物の品質について客観的なデータを用い、「ジャパン・ブランド」として高く売る取組を始めている。 ・ 農業版ISOであるJGAPも重要。 ・ これからの日本の価値は「食」。食材でなく食を輸出する発想が必要。今こそパリで開催されるような東京農業祭をやるべき。 ・ 生産者と消費者をつなぐ流通の役割が重要。成熟化社会においては、地方発の情報や、消費者視点に立った一貫性のある情報交換が重要。	土地利用型農業（稲作、畑作） ・ 土地利用型作物について、付加価値付けの努力や売り方の工夫は現場レベルでもやっつけていくべきと思うが、そのためには流通システムの改革が必要。生産者手取りと小売価格の差は大きく、流通経費や手数料に多くの部分を占められてしまっているという現状。 ・ 現状では、海外でコメが高値で売れても、農家自身の手取りは、国内で販売するケースと変わらない。輸出促進のモチベーションを高めるためには所得向上につながるような仕組みが必要。	施設園芸分野（野菜等） ・ 今後は、産直の合併・大型化を図り、産直でなければできないことを打ち出す必要。農家は生産に従事し、個人のレベルアップを図りながら、品目を限定していいものをつくる方向に変えていく必要。 ・ 自国で十分な農業生産ができないシンガポールにおいて、葉もの野菜の宅配業務を開始したところ。	酪農・肉用牛

	- 大きな農家は農協に頼らずに自ら販売しているが、中小の農家は農協に頼らざるをえないという現状。 - 地域での意見調整等は農協等の地域グループなだけでは難しい。 - 農業と商業のタイアップが大切。人材交流等を通じ、農協と商工会議所の連携を深めていくべき。また、行政や教育も含めた異業種交流も重要。 - 農協については、農業の生産性を上げるための組織であって欲しい。専業農家を支えるための農協であって欲しい。 - 消費者ニーズに適った生産体制についても、都市の流通関係と連携していくことが必要。JAにも力を発揮してもらいたいながら、前向きに進めていってほしい。 - 平場農地の水源、国土保全等の観点からも、中山間地域への人の定住が重要。そのため産業としての農業があるが、平場との生産性格差は大きく、基盤整備の推進や直接支払による支援が必要。 - 農業に対する支援を考える時には、大きく分けて2種類の農家を考える必要がある。一つは平地で大規模にやっている専業農家、もう一つは中山間地の小規模農家。中山間地には、農水省だけでなく厚労省や国交省も支援すべき。「農業に対する支援」ではなく、景観保持や里山整備、郷土の食文化伝承などを名目にその地域のコンセプトに対して税金を投入すればよい。 - 中山間地は儲からないので辞めようという人が多い。中山間地の線引きをして戸別補償を出せば農業は活性化する。自然保護や環境保全でお金が出るようにすれば、若い人が出てくる。 - 中山間の農業は一番弱いところ。山間地は重労働で若い人が必要。状況を変える必要。	- 農家売渡価格と小売の販売価格に非常に大きな差がある。流通の改革が必要。農協にも努力を求めたい。 - 差別化したコメを販売すべく、自治体と農協が一体となって大手流通業者に売込を実施中。	産直等に取り組むに当たり、農協本体ではなく、農協の子会社という形態にしたのは、自分の給料は自分で稼ぐとの思いから。即座に判断し、頑張った人が評価されるシステムとした。
5. 地域社会を支える農業の維持			
6. 直接支払制度	分野横断的事項 - コメはこれまで価格支持でやってきたので、コスト削減努力意識がない。このままで儲かることなどあり得ない。 - 戸別所得補償制度に期待が寄せられていたが、その年々の価格に関係なく支払われる固定部分が現れて歓迎された。 - 農業政策が一律であることが問題。戸別所得補償は千葉県ではうまく機能していない。生産調整が全ての前提となっているため。地域にあったきめ細かい支援策を考慮すべき。 - 収量面でのカバールのみならず、品質低下等にも対応したセーフティーネット措置が必要。 - 戸別所得補償制度は、痛み止めの感じがして、未来に対する希望が見えるということにはならないう印象。	施設園芸分野（野菜等）	酪農・肉用牛

食と農林漁業の再生実現会議幹事会における 有識者ヒアリングの概要

平成 23 年 1 月

第2回幹事会（平成22年12月21日）の概要

1. 有識者ヒアリング出席者

○ 牟田 天平 生産者（水田）

米の需給調整を行いながら、大豆、麦への転作を積極的に進めている佐賀県において、米、麦、大豆等を経営。佐賀県農協青年部協議会委員長。全国農協青年組織協議会副会長。

○ 木村 誠 (株)TKF 代表取締役

人々の健康に良い野菜作りの実践、環境保全に努め農地を保全、農業を魅力ある産業にするといった理念のもと、農薬や化学肥料を使用せずにベビーリーフ等の野菜を生産。研修生の受け入れ、雇用拡大も積極的に展開。

○ 神成 淳司 慶應義塾大学環境情報学部准教授

専門分野は、農業情報科学、コンピュータサイエンス。熟練者の知見に着目し、その幅広い活用、社会システムの変革を図るための研究に取り組んでいる。工学博士。

○ 野口 和広 上越市副市長

前職は農林水産部長であり、市政における農業施策の中心的な役割を果たしている。上越市では、平成22年6月に高齢化の進んでいる市域の6割を占める中山間地域の集落を対象に、実態や行政ニーズ等の把握調査を実施し、その結果をもとに支援活動や施策の検討を進めている。上越市議会では、平成22年11月に中山間地域振興基本条例の素案を取りまとめ、制定に向け検討を進めているところ。

2. 各有識者の説明概要

(1) 牟田天平（生産者（水田））

- ・ コスト削減、農薬使用量低減等に取り組んでいるが、それが目に見えて所得増大につながっている訳ではなく、今後の農業経営に不安。
- ・ 食料自給率 50%目標について、しっかりとしたビジョン、明確な道筋をつけて欲しい。また、日本農業には国境措置が必要。
- ・ 農業政策が様変わりし、それについていくのがやっとの状況。短期でなく長期スパンの政策を期待。また、新規就農者への奨学制度をつくれないうか。
- ・ 地域での意見調整等は、農協等の地域グループなしでは難しい。

(2) 木村誠（農業生産法人（野菜））

- ・ 農薬、化学肥料に頼らない有機野菜づくりに取り組み。
- ・ 日本人スタッフが長続きせず、中国からの研修生受け入れ等により対応。人材確保のため、社員の待遇面を充実させる努力を続けたい。
- ・ 地域によって異なるが、農地の取得・集約は人脈がないと難しい。
- ・ 農地は一度荒廃すると元に戻すのに時間と費用がかかる。農地がしっかり管理されていれば新規参入も容易になると考える。

(3) 神成淳司（学識経験者（農業情報工学））

- ・ 日本の熟練農業者の経験と感覚に基づく生産技術（暗黙知）を、作物を育成させながら 24 時間モニタリングする手法により分析・解明するというプロジェクトを実施中。
- ・ 高齢化社会における健康志向等に対応し、栄養価の高い野菜など高付加価値農産物を生産すること等により、日本農業の差別化と競争力強化を図っていくべき。

(4) 野口和広（地方自治体（中山間地域））

- ・ 高低差の大きい農地、干ばつや地滑り、鳥獣被害、高齢化と後継者不足など、中山間地域の現状は厳しい。
- ・ 平場農地の水源、国土保全等の観点からも、中山間地域への人の定住が重要。そのための産業としての農業があるが、平場との生産性格差は大きく、基盤整備の推進や直接支払による支援が必要。
- ・ 平成21年の新規就農41名中33名の受入先は農業法人等。今後とも、農業経営の更なる法人化が望まれる。
- ・ 差別化したコメを販売すべく、自治体と農協が一体となって大手流通業者に売込を実施中。

3. 意見交換

- ・ 土壌診断に取り組んだ上で野菜の生産・販売を行い、高齢者の活力回復と医療費削減に成功した町があると聞く。そのような観点からも神成准教授の研究に期待。
- ・ 持続可能な経営という観点からは、いかに儲けるか、高く売るかという販売面の取組が重要ではないか。
- ・ 土地利用型作物について、付加価値付けの努力や売り方の工夫は現場レベルでもやっていくべきと思うが、そのためには流通システムの改革が必要。生産者手取りと小売価格の差は大きく、流通経費や手数料に多くの部分をとられてしまっているという現状。
- ・ 「値段を高く設定して量が売れない」では、経営は広がっていかない。最低価格を設定し、それを下回らない範囲で安定生産・安定取引を行うとの方針。
- ・ 農産物の品質について客観的なデータを用い、「ジャパン・ブランド」として高く売る取組を始めている。
- ・ 土地利用型農業について、農協に出荷し、価格下落が深刻な状況下で収入の3割を補助金が占めている現状につき、打開す

る必要があるのではないか。

- ・ 農地の流動化・管理について、農業委員会は十分に機能しているのか、疑問。
- ・ そもそもどここの農地が空いていて、誰が管理しているか不明なのが困る。
- ・ 中山間地域対策は、今後、力を入れてやっていく必要。耕作放棄地がなくなるよう努力すべき。
- ・ 農業のシステムを変える取組が必要。個人の農業の成功体験にとどまることなく、今回の議論を通じ、国家としての農業の成功体験を作り上げることが重要。ミニマム・アクセス米を輸入する一方で、国内の多くの農地が遊休化している現状。自給率アップや農家の意欲向上のためにも、国全体の仕組みとして、遊休化している農地の十分な活用が必要ではないか。
- ・ コメや野菜など日本の農産物の輸出拡大を考えていくべきではないか。
- ・ 現状では、海外でコメが高値で売れても、農家自身の手取りは、国内で販売するケースと変わらない。輸出促進のモチベーションを高めるためには所得向上につながるような仕組みが必要。
- ・ 自国で十分な農業生産ができないシンガポールにおいて、葉ものの野菜の宅配業務を開始したところ。

第3回幹事会（平成23年1月7日）の概要

1. 有識者ヒアリング出席者

○ 南部 靖之 (株)パソナグループ 代表取締役グループ代表

農業をビジネスとして捉え、新しい発想と知識を持った人材が参入することで、農業全体が活性化し、周辺産業を含めた更なる雇用を創出できると考え、チャレンジファームや農業ビジネススクール「農援隊」等のプロジェクトを実施。

○ 境谷 博顕 稲作農家、(有)豊心ファーム代表取締役

昭和44年、高校卒業と同時に就農。平成10年に現在の会社を設立。長男からの「作業受託のお客が増えてきているのに、縮小することはない」との言葉をきっかけに農業機械を導入し、大規模な作業受託等を展開。年々受託面積も増え、収入も増加。

○ 佐々木 廣 (株)JAシンセラ 常務取締役

岩手中央農協の100%出資の子会社。直販所を通じた地元農産物の販売に取り組むとともに、食育や学校給食への食材供給により地産地消を推進。いわて地産地消推進会議委員、盛岡地方産直組織連絡協議会会長。

○ 近藤 龍夫 北海道経済連合会会長

2008年6月から現職。北海道の成長戦略として、農水産業、食品加工業、バイオ、観光業などの「食」に関わる幅広い産業と関係機関が連携・協働した体制（食クラスター）を強化し、北海道ならではの「食の総合産業の確立」に取り組むことを提言。北海道電力（株）取締役会長。

2. 各有識者の説明概要

(1) 南部靖之（民間企業（人材派遣等））

- ・ 若いフリーターと 50 歳以上の他産業経験者という人材を農業分野に流動できないかとの思いから、これらの者に地域の農業者を加えて農業を行う取組を支援している（チャレンジファーム）。
- ・ 経験を持った農業従事者に、IT、加工等の他分野の発想・知識を持った人材を送り込むことで、農業全体を活性化し、農業分野のみならず周辺産業まで含めた雇用創出を目指したい。
- ・ 農業経営者にビジネスセンスを持ってもらうことが重要との考えから、農業ビジネススクール、農家経営塾、独自の資格認定制度（アグリ MBA）等を行っている。
- ・ しかしながら、研修等を終えた者が、企業の支援を離れ独立しようとしても、個人で農地を確保することは難しい。規制の壁があると感じている。

(2) 境谷博顕（生産者（水田））

- ・ 水稻 30ha、小麦 7 ha、大豆 40ha の自社経営面積に加え、作業受託を大規模に展開中。将来的にはそれぞれ 100ha、合計 300ha の規模を目指している。
- ・ 今年は高温障害により品質・収量が低下、価格が暴落し、地域は疲弊。地域で農業を営む若者が今後に夢を持たない状況。このような中、農地価格も下落しているが、農業では生計を立てていけないことから、農地の購入を控える人が出てきたという現状。
- ・ 農家売渡価格と小売の販売価格に非常に大きな差がある。流通の改革が必要。農協にも努力を求めたい。
- ・ 土地利用型農業については、現場の努力のみではこれ以上のコスト削減は困難。農地の保全と生産基盤整備が重要であり、土地改良予算の削減や農地利用集積事業の取扱いについては再

考願いたい。

(3) 佐々木廣（民間企業（流通））

- ・ 農協の経済事業改革の際に農協子会社として独立。地産地消を柱に、直売、加工、学校給食、食育等に取り組み。販売データや温暖化傾向を踏まえながら、栽培品目・品種や出荷時期を選定している。
- ・ 今後は、産直の合併・大型化を図り、産直でなければできないことを打ち出す必要。農家は生産に従事し、個人のレベルアップを図りながら、品目を限定していいものをつくる方向に変えていく必要。
- ・ 農業と商業のタイアップが大切。人材交流等を通じ、農協と商工会議所の連携を深めていくべき。また、行政や教育も含めた異業種交流も重要。
- ・ 大きな農家は農協に頼らずに自ら販売しているが、中小の農家は農協に頼らざるをえないという現状。

(4) 近藤龍夫（地域経済団体（北海道））

- ・ 農業再生のための基本認識は、食料自給力を一定程度維持するため、国民の応分の負担を頂きながら、この責任を果たすこと。このため、国としての改革目標と計画を国民に示し、理解を得る必要。
- ・ 農業形態に応じた政策展開が必要。果樹・野菜は既に自由化され、自給率も高い。畑作・酪農は主業農家主体の土地利用型農業であり、国境措置が講じられているが、貿易自由化の影響は甚大。国境措置に代わる下支え支援を含めた強い農業づくりのための政策が必要。
- ・ 稲作については、農家戸数で7%ながら生産量の4割を担っている主業農家について、畑作同様、自由化の影響が大きく、強い農業づくりのための政策を講ずる必要。他方、非主業農家は、

生産性が低い一方で補助負担は大きく、そのあり方は我が国農業の根幹に関わる課題。担い手への農地集約、離作・離農対策等を検討すべき。

3. 意見交換

- ・ 実現会議としての出口は、個人の農業の成功体験にとどまらず、国家としての農業の成功物語を作っていくこと。仮にTPP参加という一番厳しい条件の下であっても耐えうる強い農業をつくるための対策が必要。
- ・ 家族経営で300haの経営を目指すとの境谷氏の方向性を評価。境谷氏が小麦、大豆等の転作作物の作業受託をすることで、地域の他の農家の農業が成り立っているものと理解。
- ・ 研修等において人材育成に掛かったコストを賄えるだけの経営力、技術力を身につけさせることができるかが重要。
- ・ 農地法による農業生産法人（農地の所有権をを取得できる法人）についての規制（農業関係者以外の関連事業者（加工業者等）からの出資が1／2未満等）が、企業や新規就農希望者の参入を阻害。農地賃借についても、業務執行役員1名以上の農業常時従事等の規制が存在。農地転用規制の厳格化を図りつつ農地取得条件を緩和すべき。農業委員会の構成員、運営なども見直すべき。
- ・ 産直等に取り組むに当たり、農協本体ではなく、農協の子会社という形態にしたのは、自分の給料は自分で稼ぐとの思いから。即座に判断し、頑張った人が評価されるシステムとした。
- ・ 現場は農業政策の頻繁な変更にも悩まされてきた。従来の農業政策の失敗として何か特定のものを上げることはできないが、やはり改革が足りなかったということではないか。
- ・ これからの農業を支えて行く上で、女性ならではの経営感覚を磨く研修の場が必要。
- ・ 学校給食の地産地消の充実・体験学習など農業と教育の現場

での各省の横のつながりを充実して欲しい。

- ・ 土地利用型農業には、農地のほかに機械等の初期投資が必要で、近くに耕作放棄地があっても、新規参入が難しい。
- ・ 地域を大事にしないと農業経営は発展しない。
- ・ 品質の差別化、規模拡大等、それぞれの品目にあわせた国際競争力の強化ができるのではないか。
- ・ 小麦、大豆については、現在の国際価格では競争は難しく、交付金なしではやっていけない。今後、世界の穀物価格が上昇すれば競争できるかもしれないが、その場合も、海外と同じレベルの所得補償の支援が必要。
- ・ 生乳について、北海道の酪農をみても、農業者のコスト削減努力だけでは、豪州、NZには太刀打ちできない。今後は付加価値をつけることが重要。放牧等により飼料自給率を上げながら労働時間を減らす取組等により海外との価格差を縮める努力が大切。

土地利用型農業の競争力強化に向けた検討事項（案） ～水田農業を中心として～

1. 5年後、10 年後、それ以降の水田農業の将来像をどのように想定するか

※ 「攻めの担い手像」、「生産性向上」、「市場開拓」等。

2. 「攻め」の水田農業実現に向けた具体策をどのように考えるか

(1)「攻めの担い手像」の明確化とその実現に向けた政策集中

【現状】

- ・高齢化の進展、担い手の不足と減少傾向
- ・規模拡大による生産性向上や輸出に挑戦する農家の出現
- ・兼業農家中心の構造。中山間地域など条件が不利な地域の存在

【近年における主な政策展開】

- ・「官による支援対象の絞り込み」から「多様な担い手の経営発展を支援する仕組み」へという発想の転換のもとでの、
- －戸別所得補償制度を開始（全販売農家を対象にしつつ規模加算措置も導入）
- －6次産業化への支援を本格化（六次産業化法を施行）

【今後】

- ①「攻めの担い手」像の明確化とその実現のための方策
 - ・農業資源（土地、人、技術）の集中
 - ・農地の「出し手」対策を含めた経営の継承策等
- ②「攻めの担い手」実現のための直接支払制度の検証、設計
- ③新規参入者への支援
 - ・農地、技術、資金、流通へのアクセス等
- ④主業農家不在地域における対応、兼業農家の位置づけ

(2) 「攻めの担い手」への農地の集約、農地の新規の取得・利用促進

【現状】

- ・米価下落に伴う生産コスト割れと生産調整面積の拡大
- ・規模拡大による生産性向上に取り組む農家、新規参入者の出現
- ・中山間地域における土地集約化によるコスト低減の限界

【近年における主な政策展開】

- ・農地制度の抜本改正(所有と利用の分離と利用についての大幅な規制緩和)
- ・戸別所得補償制度を導入し、生産調整制度を見直し(選択制の導入)

【今後】

① 集約化と新規参入の視点から新農地制度の徹底検証

- ・制度と運用のどちらが障害か見極め、改革を実施
- ・農業委員会の機能の向上、市町村との連携促進

② 集約化や新規取得・利用に向けた仕組みの設計

- ・仲介機能の強化
- ・「農地バンク」、「農地データベース」、「検地」といった提案の検討
- ・転用規制の検証

③ 水田の徹底活用の方策

- ・主食用米の生産調整制度、麦、大豆等の転作奨励制度の検証

④ 条件不利地域における対応

(3)流通制度の検証と輸出、新規用途等の市場開拓の強化

【現状】

- ・ 内需型の構造。国内消費による市場縮小傾向。
- ・ 農協を介さない多様な流通の進展
- ・ 輸出への取組

【近年における主な政策展開】

- ・ 米トレーサビリティ制度の導入による安全・安心の確保
- ・ 中国等への米輸出拡大の検討

【今後】

- ① 農協等のコメ流通のあり方
- ② コメ輸出の抜本強化(大ロット化、流通コストの低減等)
- ③ エサ米、米粉等の利用拡大の促進

土地利用型農業の 競争力強化に向けた検討事項(案) ～ 水田農業を中心として ～

参考資料

平成 23 年 1 月

農林水産省

資料3-2

1. 農業者の状況

- 農業就業人口は、直近10年間で約130万人も減少。
(390万人(H12年)→260万人(H22年))

○農業就業人口の推移

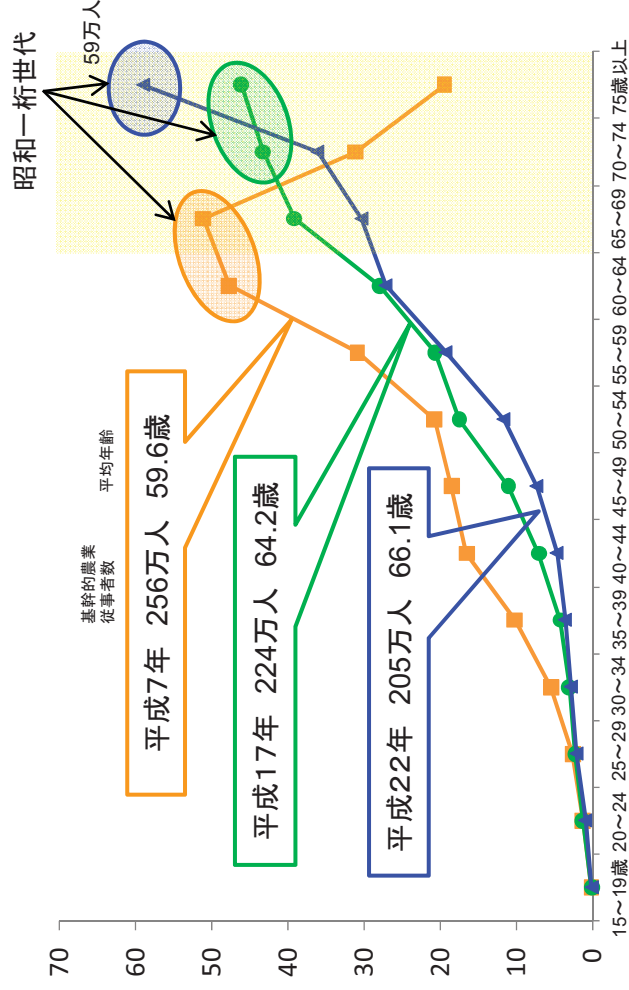


(用語の解説)

農業就業人口: 自営農業に従事した世帯員(農業従事者)のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者。

○ 基幹的農業従事者の年齢構成は70歳以上の層にピーク。これは世界的に見ても突出。

○基幹的農業従事者の年齢構成



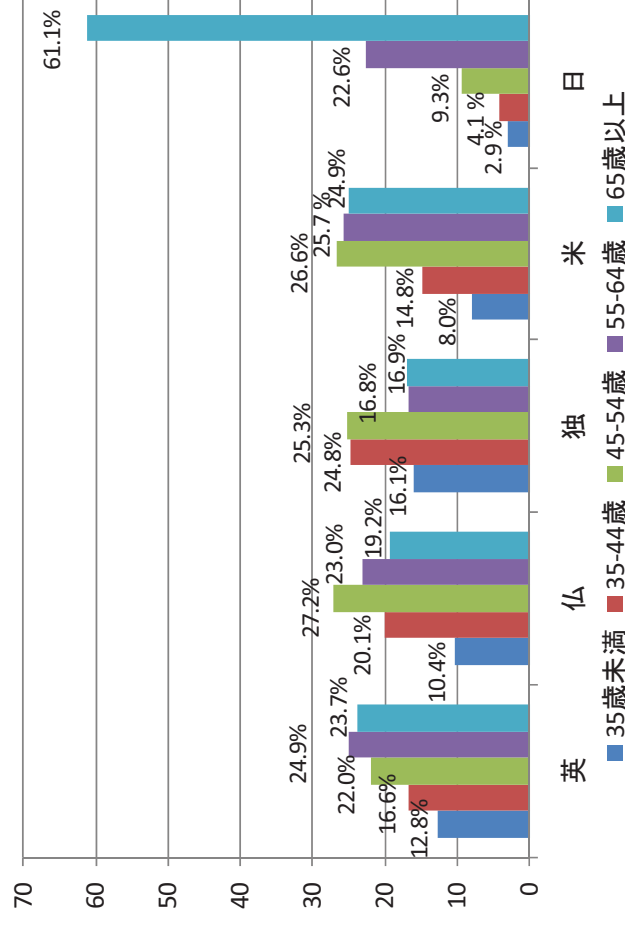
資料：農林水産省「農業センサス」

注：平成22年については概数値。

(用語の解説)

基幹的農業従事者：自営農業に主として従事した15歳以上の世帯員（農業就業人口）のうち、普段の主な状態が「主に仕事（農業）」である者、主に家事や育児を行う主婦や学生等を含まない。

○各国の農業従事者の年齢構成



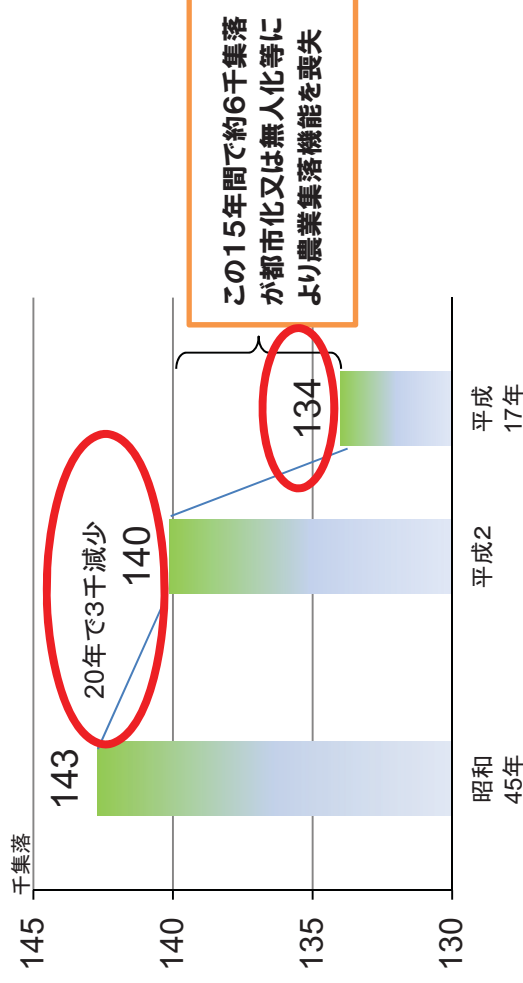
※出典：英仏独は、EUROSTAT (2005)：農業に従事した世帯員

米は、米国農務省「センサス (2007)」：主に従事した世帯員

日は、農林水産省「2010年農業センサス (概数値)」：基幹的農業従事者

○ 農業集落は、この15年間で約6千が消滅。

○ 農業集落数の推移



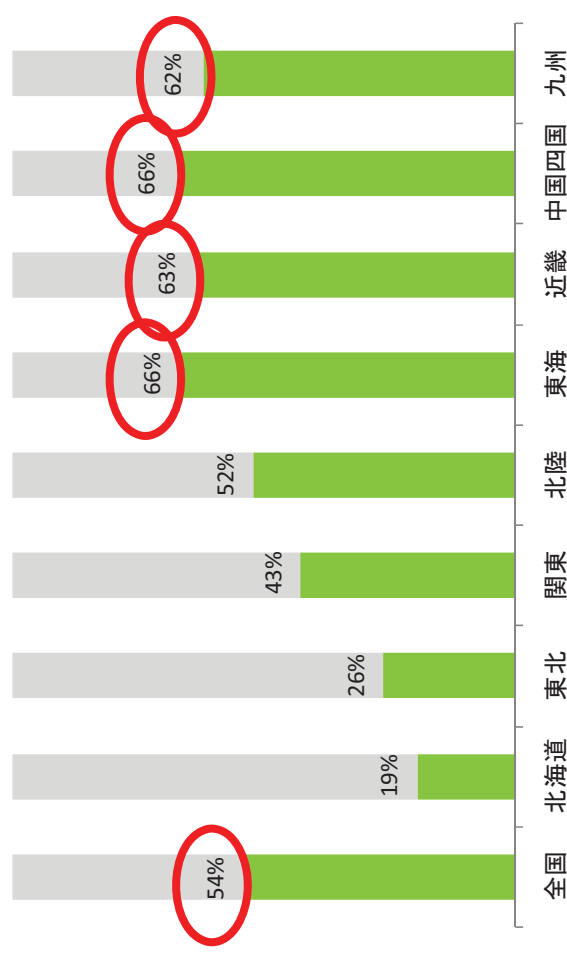
資料：農林水産省「農林業センサス」における農業集落調査（平成17は農山村地域調査）を基に作成。

注：平成17年の農林業センサスでは農山村資源の状況把握することから調査対象範囲を変更しているため、組み替えて集計した数値とした。

(用語の解説)

農業集落：市町村の区域の一部において、農作業や農業用水の利用を中心に、家と家とが地縁的、血縁的に結び付いた社会生活の基礎的な地域単位。

○ 農業を主とする65歳未満の農業者のいない水田集落

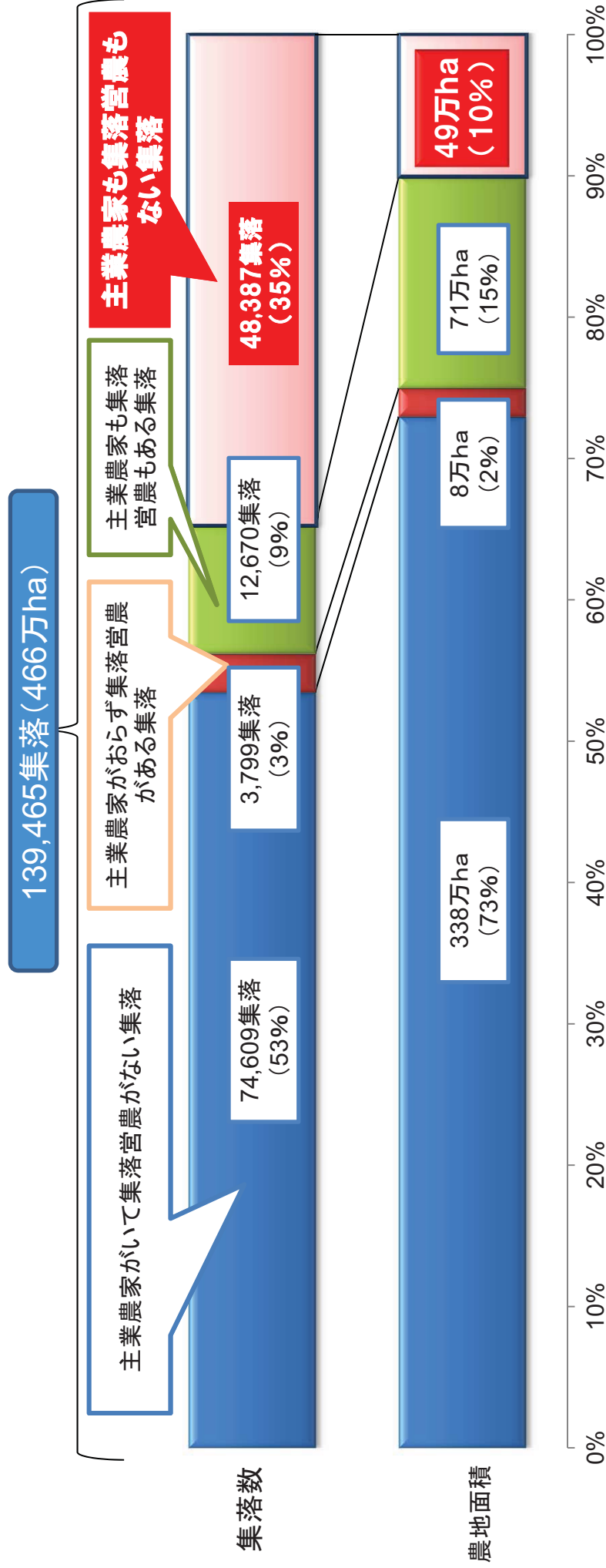


資料：農林水産省「2010年世界農林業センサス（概数値）」（組替集計）

注1：「関東」には静岡県を含み、「東海」には静岡県を含まない。

注2：「農業を主とする65歳未満の農業者」とは、「稲作1位経営の主要農家」とする。

○ 主業農家も集落営農もない集落は4万8千あり全体の4割弱。農地面積では約50万haで全体の約1割。



資料：農林水産省「2005年農林業センサス」、「集落営農実態調査（20年2月）」（組替集計）

（用語の解説）

主業農家：農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家。

（用語の解説）

集落営農：「集落」を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農。

○ 米の主業農家の割合は約4割。他作物に比べても極めて少ない。

	主業農家	準主業農家	副業的農家
米	38%	24%	38%
野菜	82%	8%	9%
酪農	95%	2%	3%
肥育牛	91%	4%	6%
豚	92%	2%	5%

注：1）農林水産省「農林業センサス」、「経営形態別経営統計（個別経営）」から推計
2）四捨五入の関係でそれぞれの品目の和が100%とならない場合がある。

（用語の解説）

主業農家： 農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家。
準主業農家： 農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家。
副業的農家： 65歳未満の農業従事60日以上の方がいない農家をいう。

○ 水稻の経営規模の拡大は他品目に比べ大きく立ち遅れ。

○ 我が国農業の規模拡大の状況

経営耕地 (ha)	全 国 北海道	昭35	50	60	12	17	21	規模拡大率(倍)
		0.88	0.97	1.05	1.25	1.27	(1.91)	
(部門別)	水 稻(a)	55.3	60.1	60.8	(84.2)	(96.1)	...	...
	乳用牛(頭)	2.0	11.2	25.6	52.5	59.7	64.9	32.5

資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」、「畜産統計」、「家畜の飼養動向」

注1：水稻の平成7年以前は水稻を収穫した農家の数値であり、12年以降は販売目的で水稻を作付けした農家の数値。

注2：()内の数値は販売農家(経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家)の数値。

注3：規模拡大率は、平成21年の昭和35年に対する倍率。

○ 我が国酪農の経営規模はEU主要国並みだが、米国や豪州を大きく下回っている (頭/戸)

経営規模	日本(全国)	EU27		フランス	ドイツ	イギリス	米国	豪州
		[参考] (北海道)	EU15					
44	64	10	38	41	40	69	138	200

資料：日本：農林水産省「畜産統計」から推計(平成22年) ※ 上記の頭数はいずれも経産牛頭数

EU：European Commission「Agriculture in the European Union - Statistical and economic information 2009」(データは2007年)

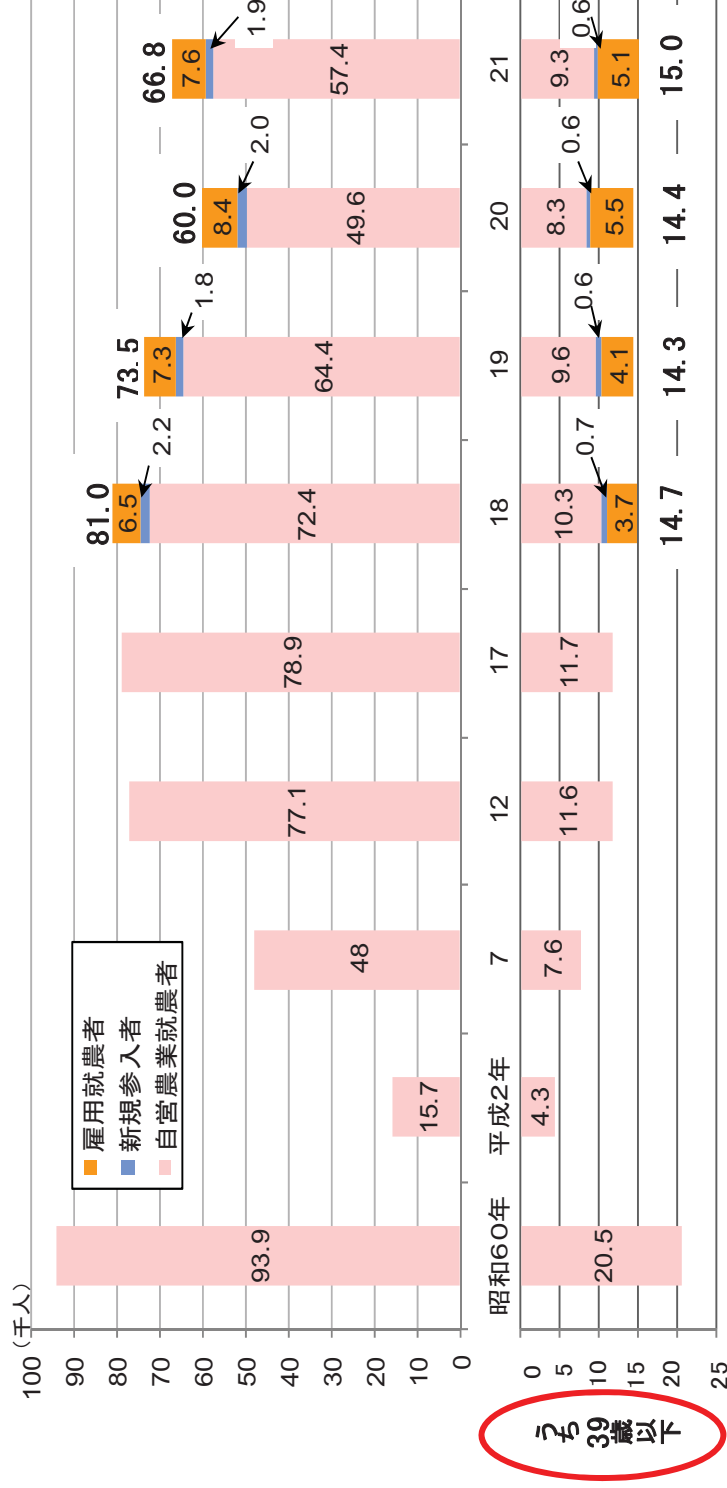
※ EU27(オーストリア、ベルギー、デンマーク、ドイツ、ギリシャ、フィンランド、フランス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、オランダ、イギリス、キプロス、チェコ、エストニア、ブルガリア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、マルタ、ポーランド、スロバキア、スロベニア)[下線はEU15カ国]

米国：USDA「Farms, Land in Farms, and Livestock Operations 2009 Summary」(飼養戸数)、「Dairy: World Markets and Trade」(酪農：飼養頭数)

豪州：DA「Australian Dairy Industry in focus 2009」(08/09)(7月～翌年6月)

○ 新規就農者数は近年横ばい～減少傾向。将来の担い手たる若者（39歳以下）の全体に占める割合は少ない。

○新規就農者数の推移



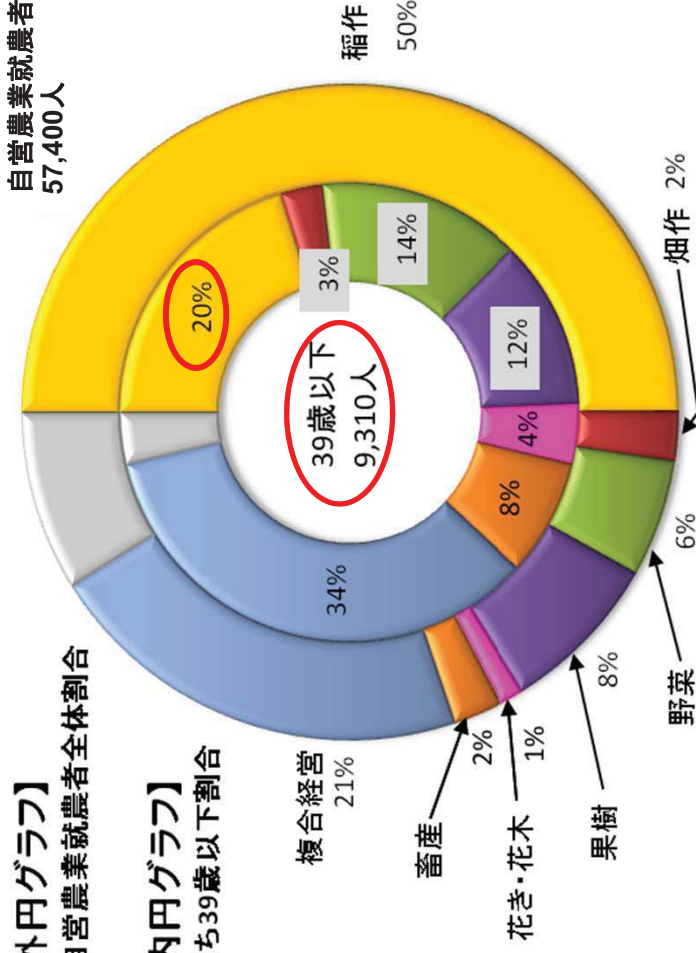
資料：農林水産省「農家就業動向調査」(H2)、「農業構造動態調査」(H7～17)、「農林業センサス」(H17)、「新規就農者調査」(H18～)
 注) 1. 「自営農業就農者」とは、農家世帯員で、調査期日前1年間の生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」になった者である。
 2. 「新規参入者」とは、調査期日前1年間に土地や資金を独自に調達（相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。）し、新たに農業経営を開始した経営の責任者である。
 3. 「雇用就農者」とは、調査期日前1年間に新たに法人等に常雇い（年間7か月以上）として雇用されることにより、農業に従事することとなった者である（外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く）。
 4. 雇用就農者、新規参入者については平成18年より調査。

○ 特に、将来の担い手たる若者(39歳以下)や新規参入者の稲作への就農は少ない。

○ 新規自営農業就農者の概況

【外円グラフ】
自営農業就農者全体割合
57,400人

【内円グラフ】
うち39歳以下割合

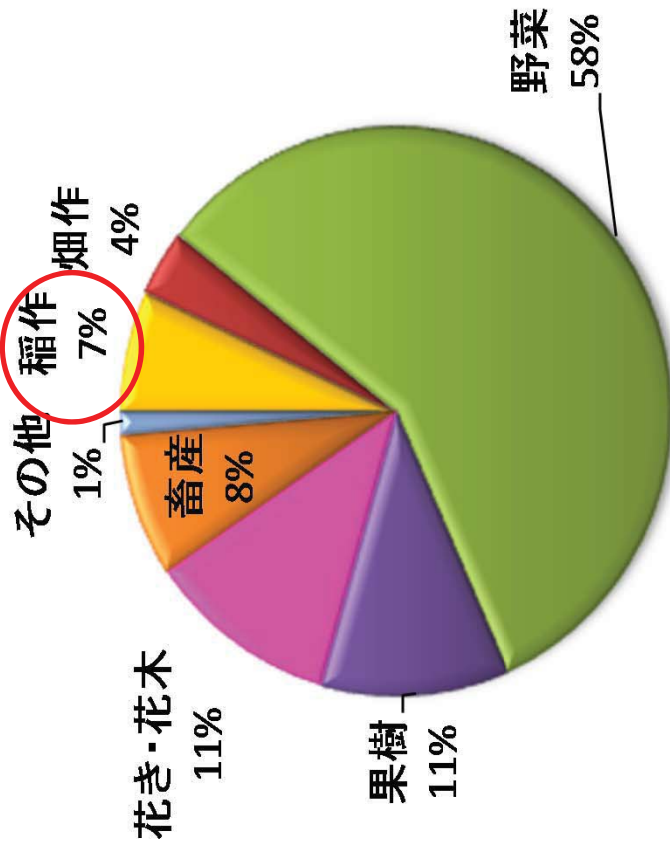


(用語の解説)

新規自営農業就農者: 農家世帯員で、調査期日前1年間の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になったもの及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者

資料: 農林水産省
平成21年新規就農者調査及び2005年農林業センサスの組替集計
「畑作」とは、「麦類」、「雑穀、いも類、豆類」及び「工芸農作物」である

○ 農外からの新規参入者の主な経営分野



(調査対象)

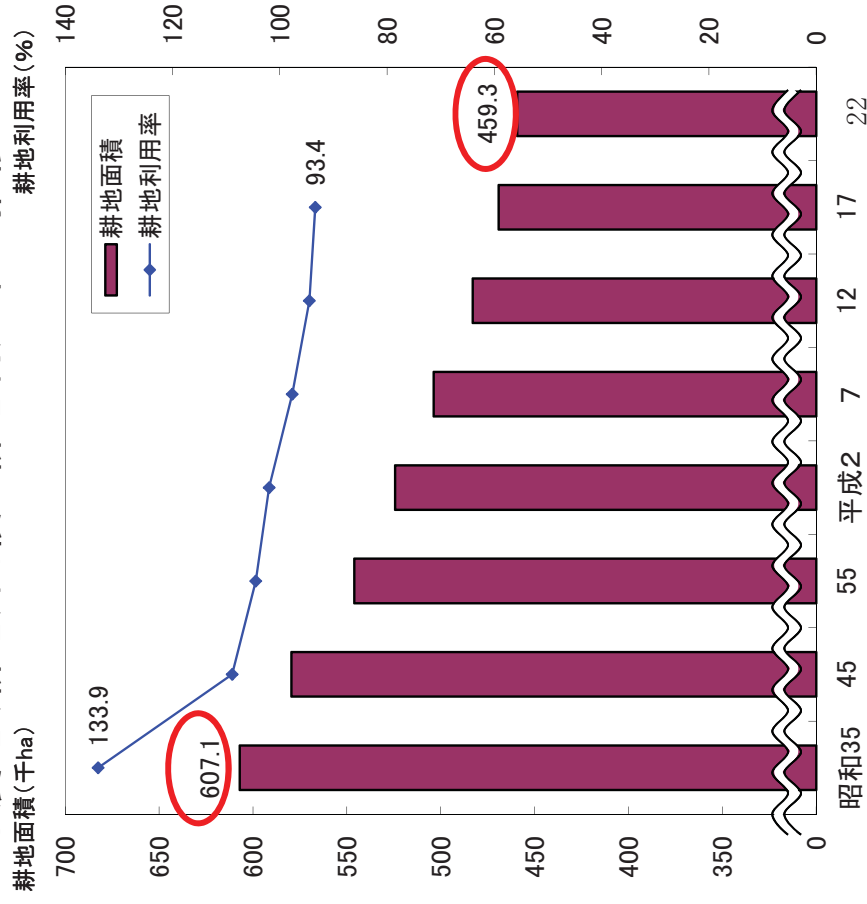
農家以外の出身の新規就農者、または農家出身でも土地・資金等を独自に調達して新たに農業経営を開始した経営主

資料: 全国新規就農相談センター(全国農業会議所)
新規就農者(新規参入者)の就農実態に関する調査結果(平成19年3月)

2. 農業生産・農地利用の動向

○ 農地については、転用等により50年間で1／4(約150万ha)を喪失。

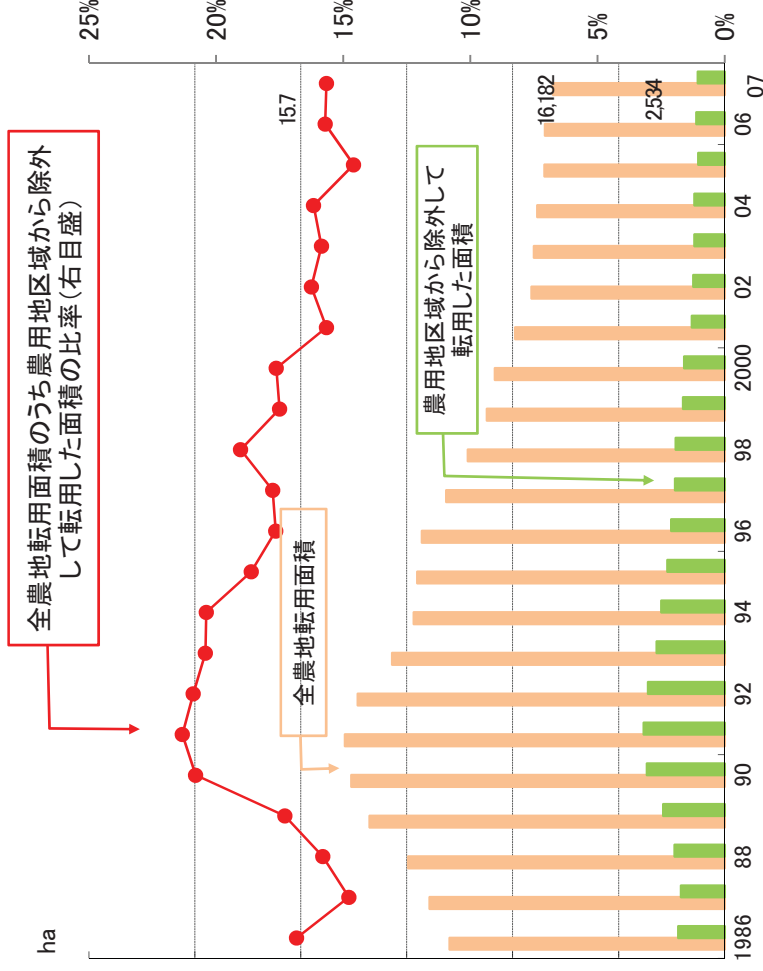
○農地(耕地)面積と耕地利用率の推移



50年間で 拡張 約100万ha
 かい廃 約250万ha
 合計 約150万ha減少(約1／4減)

資料:農林水産省「耕地及び作付面積統計」

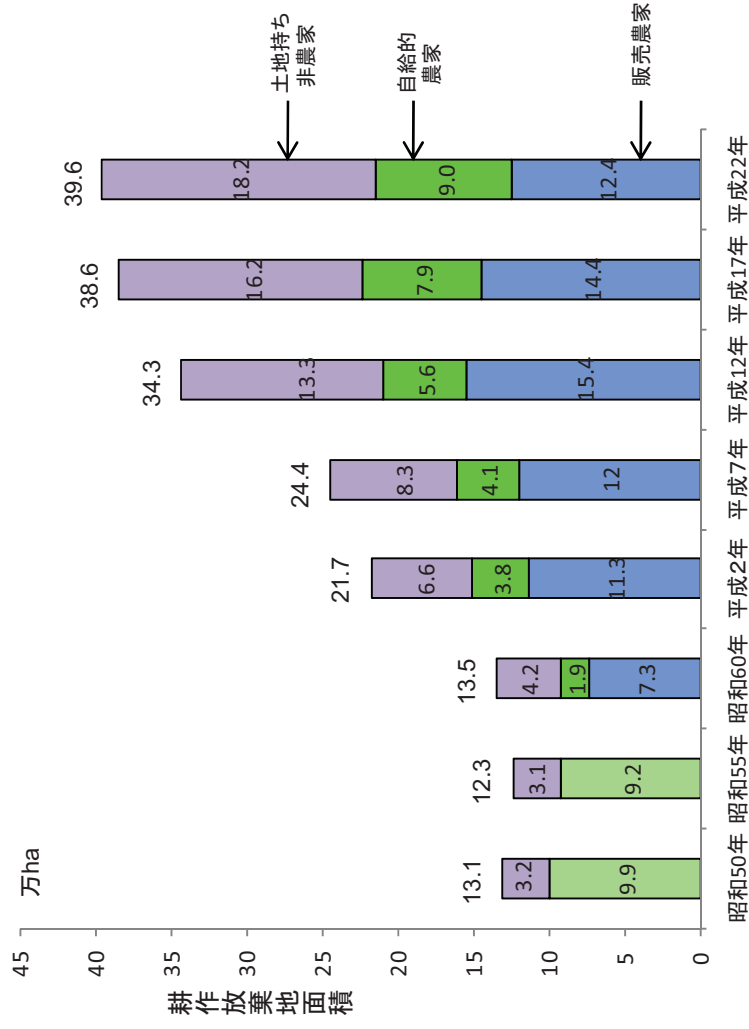
○農地転用面積の推移



資料:農林水産省 土地管理情報収集分析調査

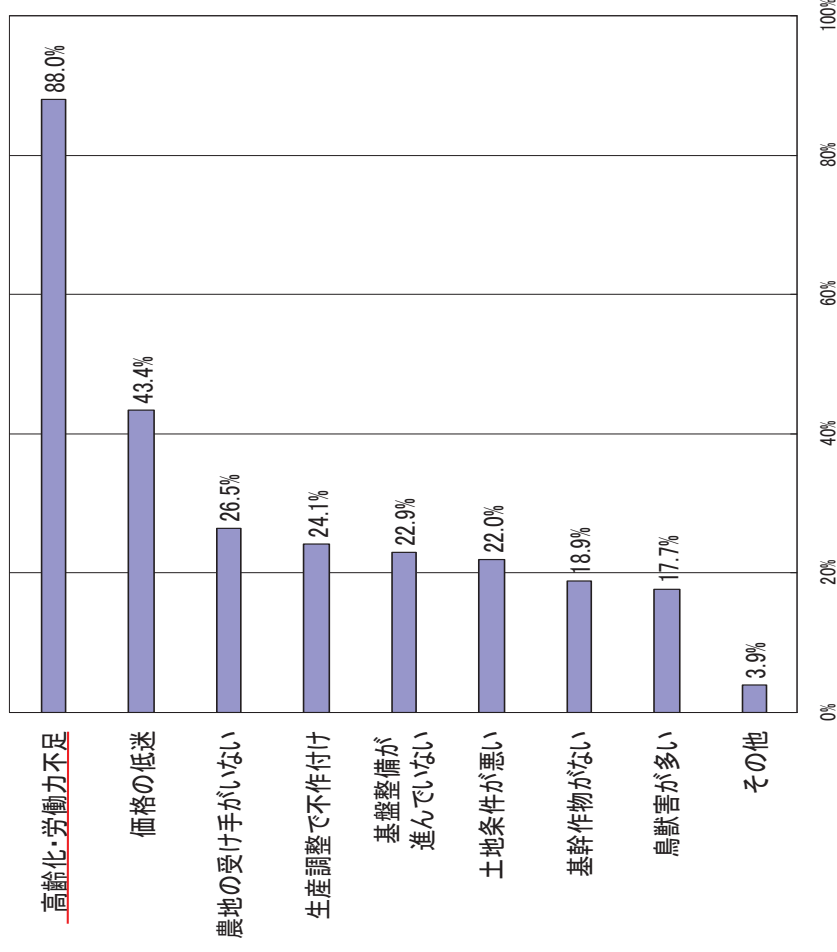
○ 高齢化・労働力不足等により耕作放棄地の面積は現在、約40万ha。

○耕作放棄地の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」
 注1：昭和50年、55年については販売農家、自給的農家の区分がない。
 注2：平成22年については概数値。

○耕作放棄地の発生要因



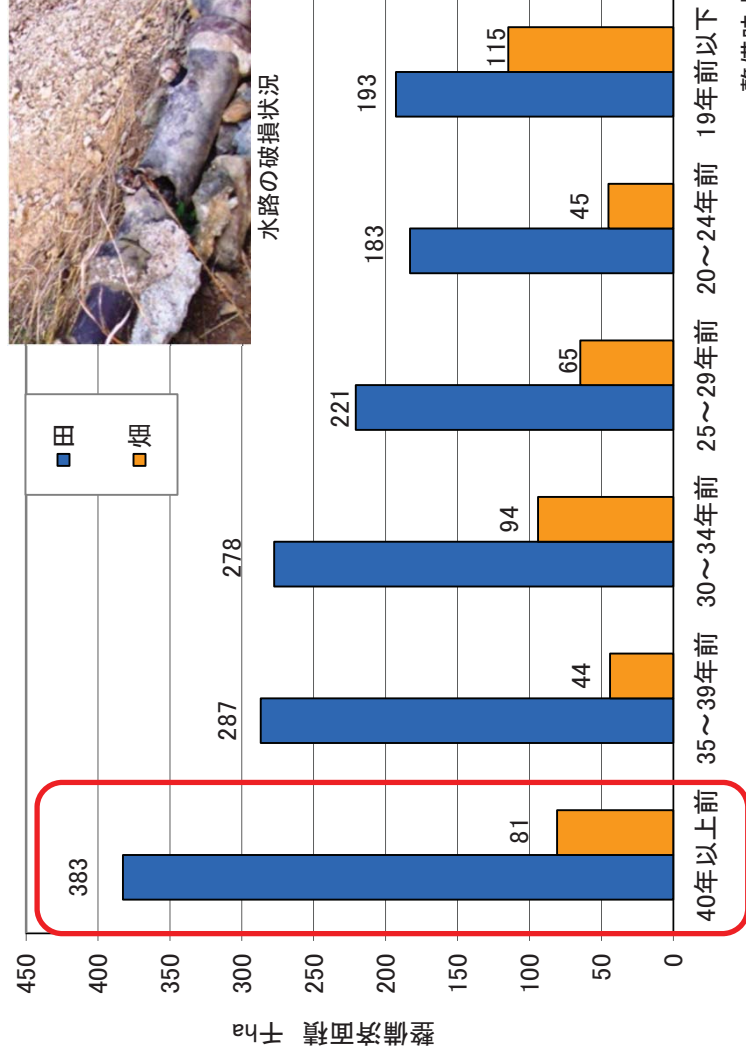
資料：全国農業会議所「平成14年地域における担い手・農地利用・遊休農地の実態と農地の利用集積等についての農業委員調査結果」

- 農業水利施設は老朽化してきており、整備後40年を経過した末端用排水路等も多く存在（田：25％、畑18％）。
- 区画整備済みの水田でも、その約3分の1は排水が良好でない状況。

○整備後40年を経過した末端用排水路等の割合

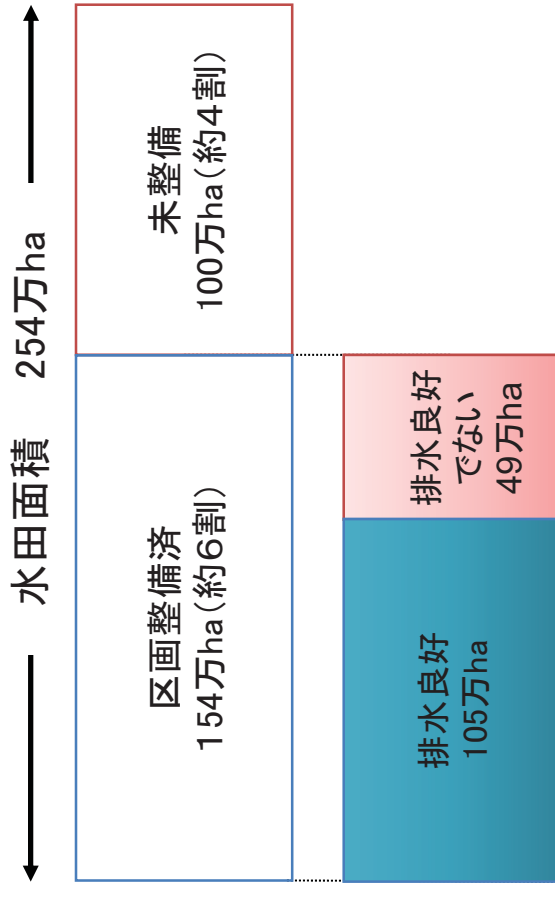
平成23年度において、 田：25％、 畑：18％

（参考） 農地（整備済み：田154万ha、畑44万ha）の整備時期



※「土地利用基盤整備基本調査」（農林水産省農村振興局）等に基づき、整備後40年（＝コンクリート構造物の標準耐用年数）以上を経過する農地（整備済み）の割合について試算。通常、農地の整備時に末端用排水路についても整備されることから、農地の整備後経過年数を末端用排水路の整備後経過年数と仮定。

○水田整備の状況

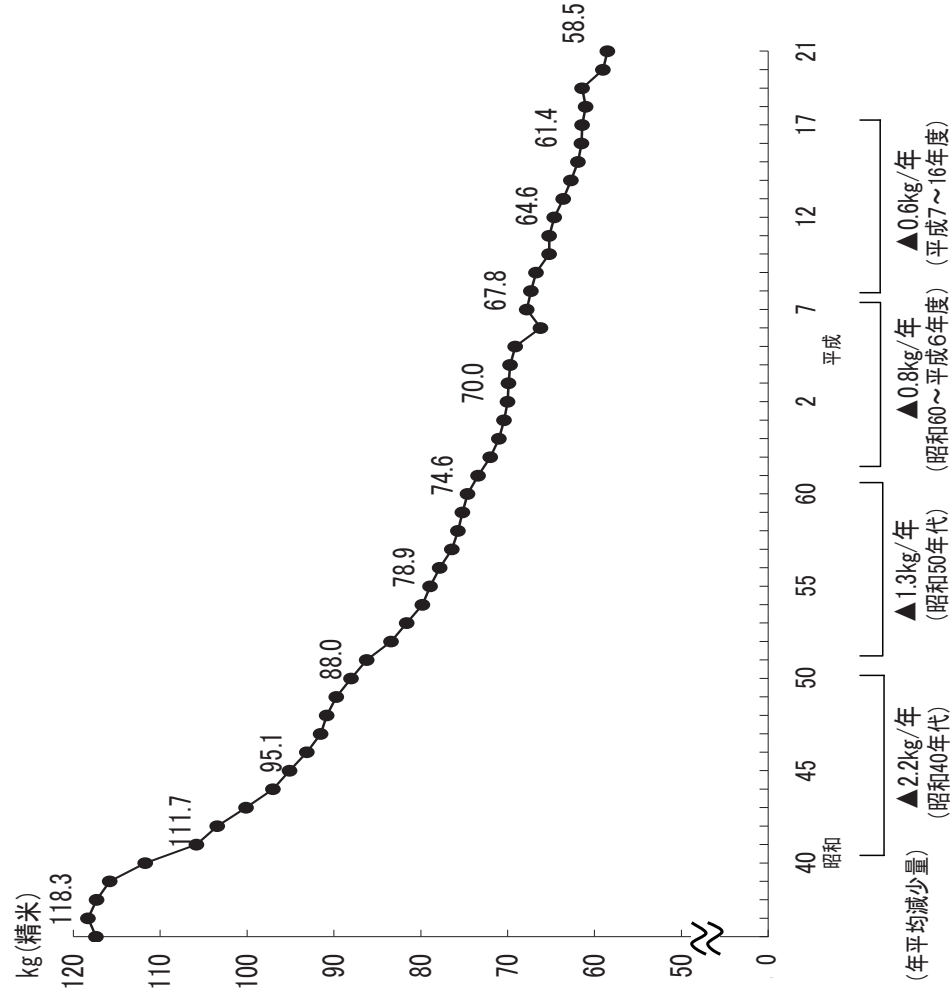


注1 区画整備済とは、30a程度以上に区画整理された田。
注2 排水良好とは、地下水位が70cm未満かつ湛水排除時間が4時間以下の田。

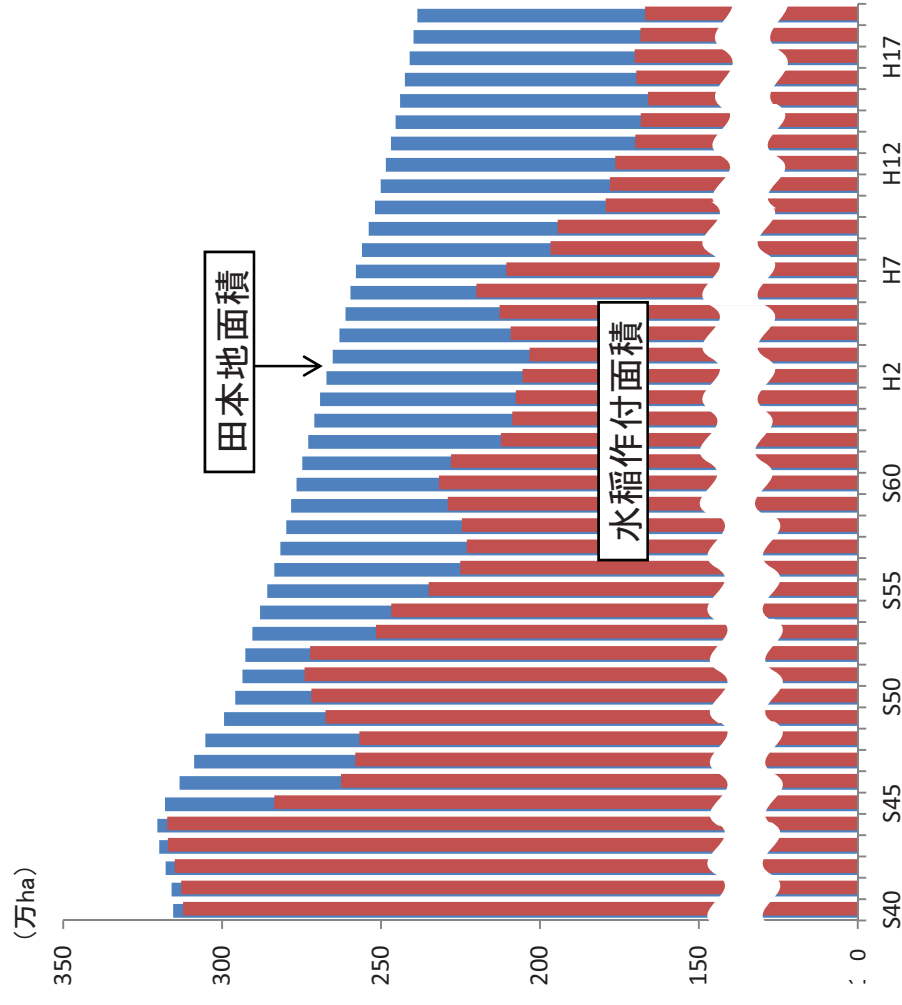
資料：農林水産省農村振興局調べ（H18.3時点）

○ 米消費の減少を背景に生産調整を実施。水稻を作付けしない面積が拡大。

○ 米の消費量の推移(1人1年当たり)

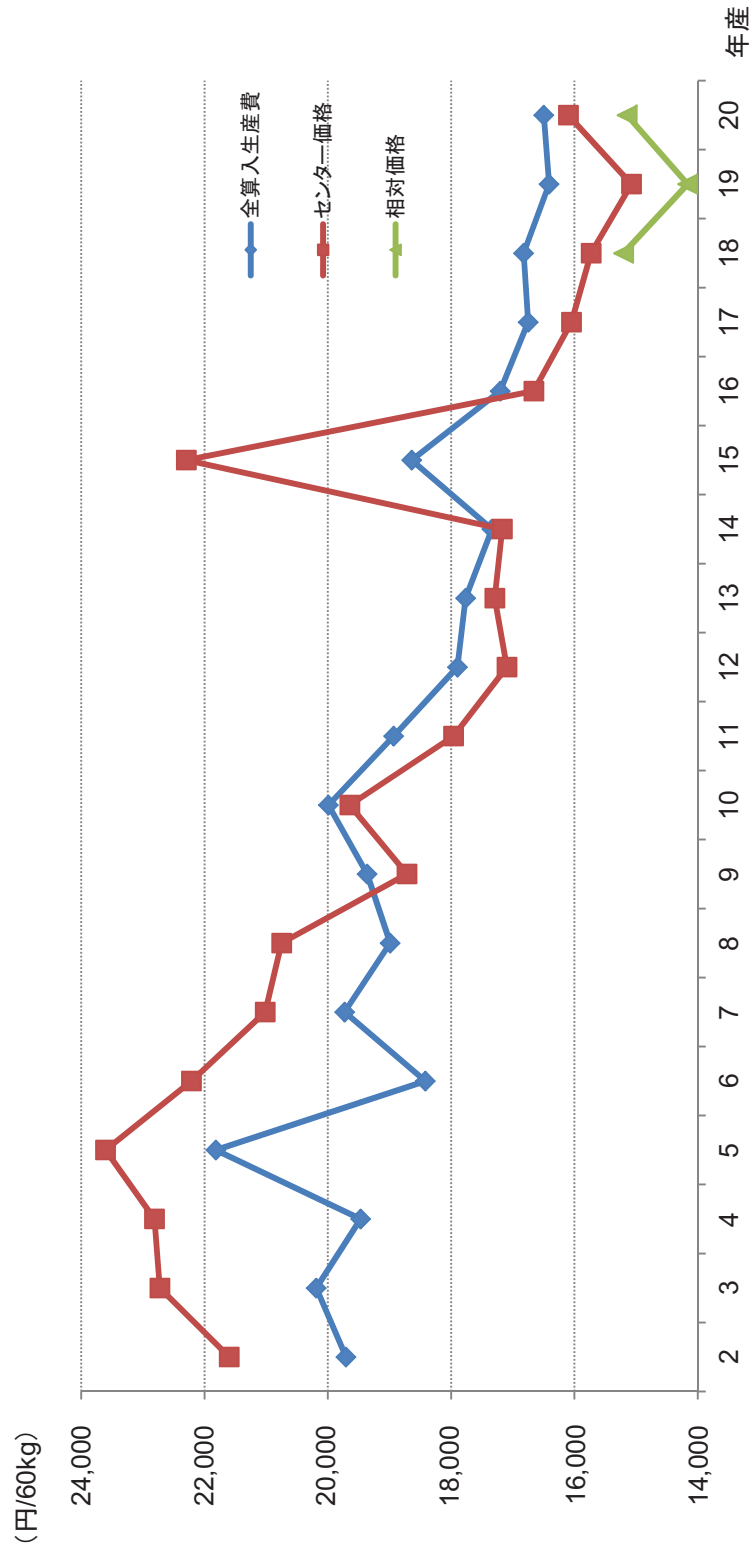


○ 田本地面積と水稻作付面積の比較



○ 米の販売価格は一貫して低下傾向。近年、生産費の減少以上に販売価格が低下し、コスト割れが発生。

○ 米の販売価格と生産コストの推移

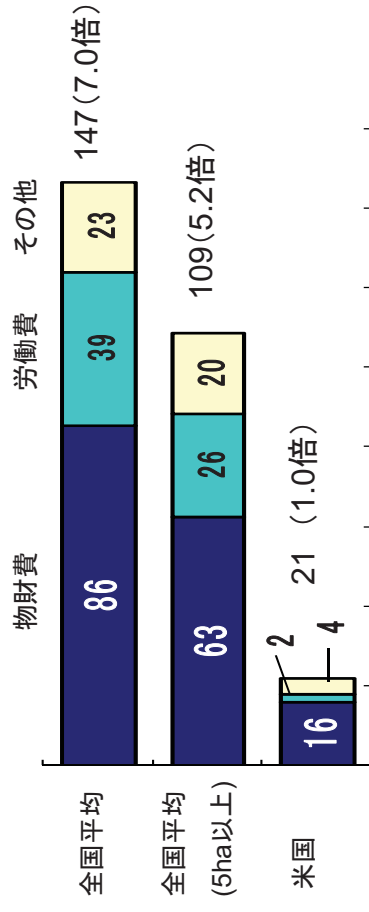


資料：(財)全国米穀取引・価格形成センター入札結果、農林水産省「米穀の取引に関する報告」、「米生産費統計」

○ 米の生産コストはアメリカと比べて7倍の差。背景には経営規模の格差。

○ 米の生産コストにかかる日米比較

(10aあたり、単位：千円)



資料：農林水産省「農業経営統計調査平成20年度米生産費調査」

USDA「Production Costs and Returns」2008。1US\$=103.37円

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業構造動態調査」

USDA “2008 Agricultural Statistics”

注：日本は2009年、米国は2007年

○ 米生産者価格の内外比較(2008年)

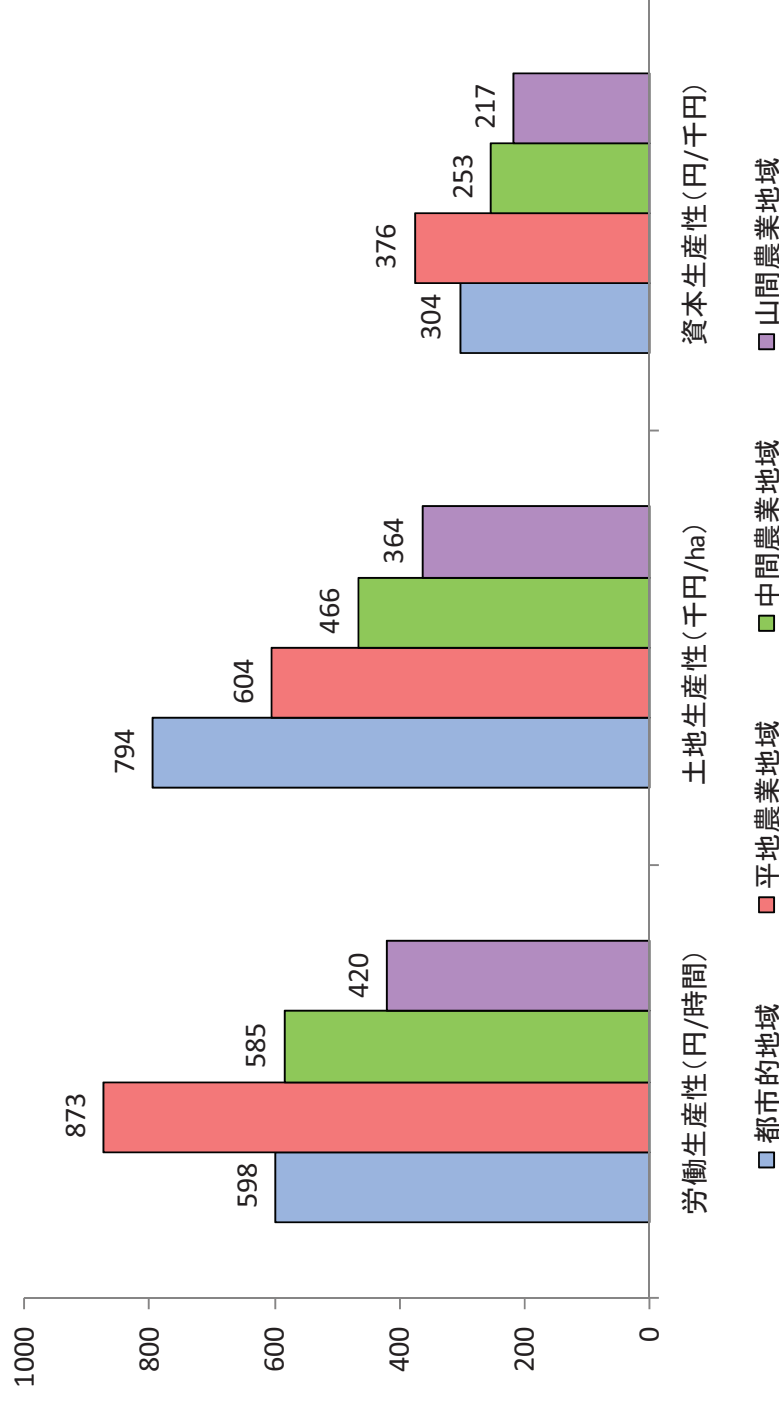
(玄米換算の生産者受取ベース)

	日本	米国	中国	タイ	豪州
トン当たりの価格	20.5万円	4.8万円	3.5万円	5.4万円	4.4万円
日本との比較	—	4倍	6倍	4倍	5倍

(注) 日本：2008年産相対価格(15,146/60kg)から流通経費、消費税等を除いたもの。米国：米国農務省(長粒種含む)。中国：国家发展和改革委员会(ジャポニカ米)。タイ：タイ国農業協同組合省農業経済局(長粒種)。豪州：豪州農業資源経済局(中粒種)。為替レート(1ドル=103.36円)

○ 中山間地域では、他地域に比べ総じて農業生産性が低い。

○地域別の農業生産性



資料:「経営形態別経営統計」(平成21年)

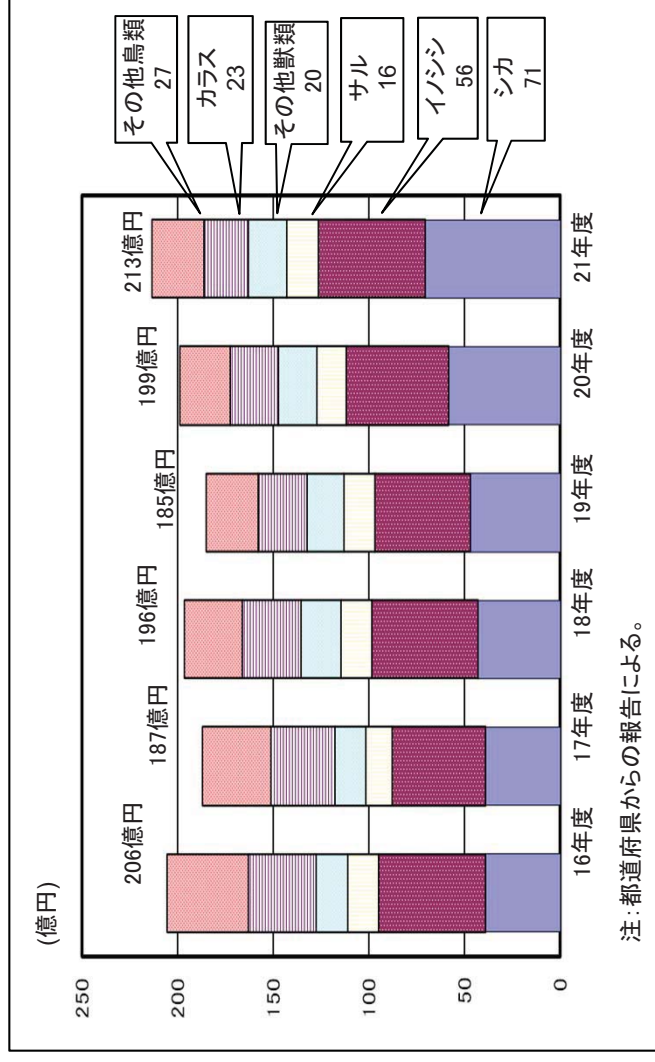
注:労働生産性＝農業労働1時間当たり農業純生産額

土地生産性＝経営耕地1ha当たり農業純生産額

資本生産性＝農業固定資本千円当たり農業純生産額

○ 鳥獣被害の発生は、営農意欲の低下等を招き、地域農業に深刻な影響。

農作物被害額の推移



- ・調査を始めた平成11年度から農作物被害額は約200億円で推移。
- ・イノシシ、シカ、サルの被害が全体の約7割を占める。
- ・ほぼ全県でイノシシ、シカ、サルの合計被害額が1千万円以上。
(うち1億円以上が32都道府県(H21年度))
(被害額の大きい都道府県は北海道、福岡県、長野県、山形県など)

里地里山の荒廃

鳥獣被害の発生

営農意欲の喪失

里地里山の活動低下

耕作放棄の拡大



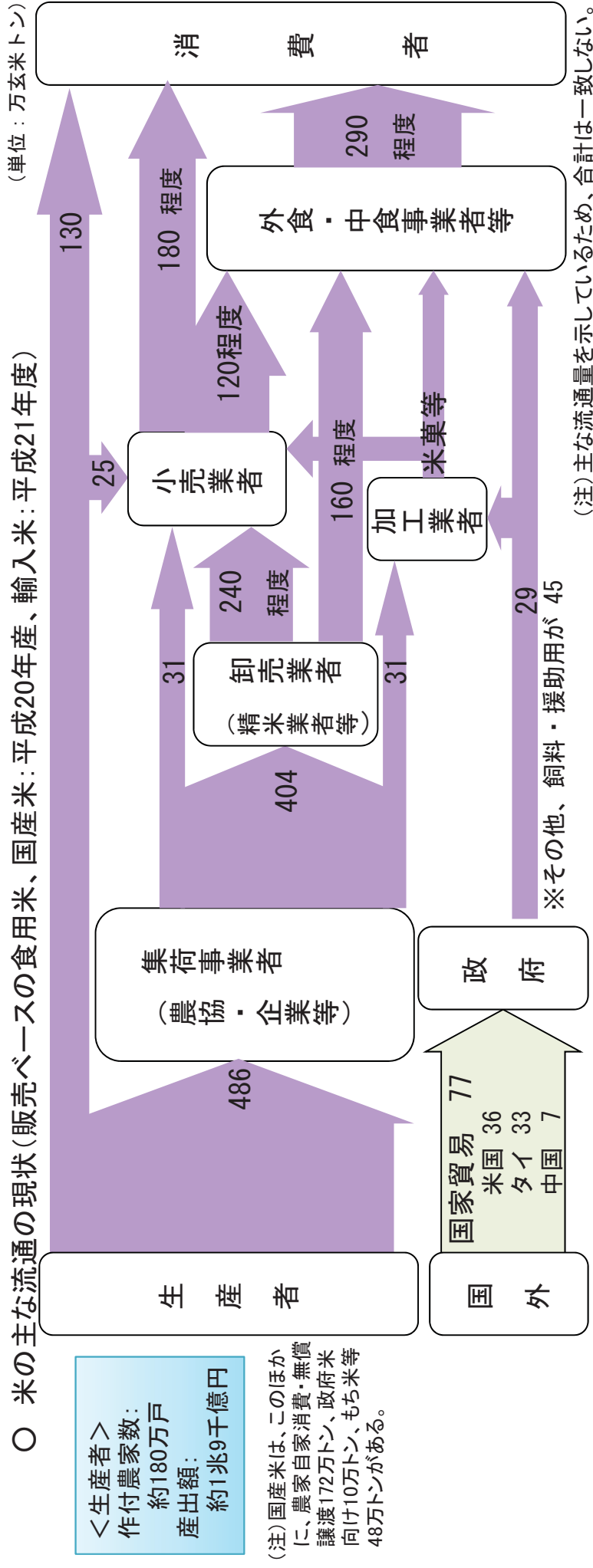
イノシシによって踏み倒された水稲



サルによって掘り起こされ、先端をかじられた大根

3. 流通・関連産業の現状

- 米は主食用としての流通のほか、米菓や米粉食品、清酒等の原料として取引。関連産業の裾野は幅広い。



＜生産者＞
作付農家数：
約180万戸
産出額：
約1兆9千億円

（注）国産米は、このほかに、農家自家消費・無償譲渡172万トン、政府米向け10万トン、もち米等48万トンがある。

国家貿易 77
米 国 36
タイ 33
中国 7

政府

＜集荷事業者＞
農協数：770組合（20年度）
売上高：約1兆円
商系：1,155業者（22年）

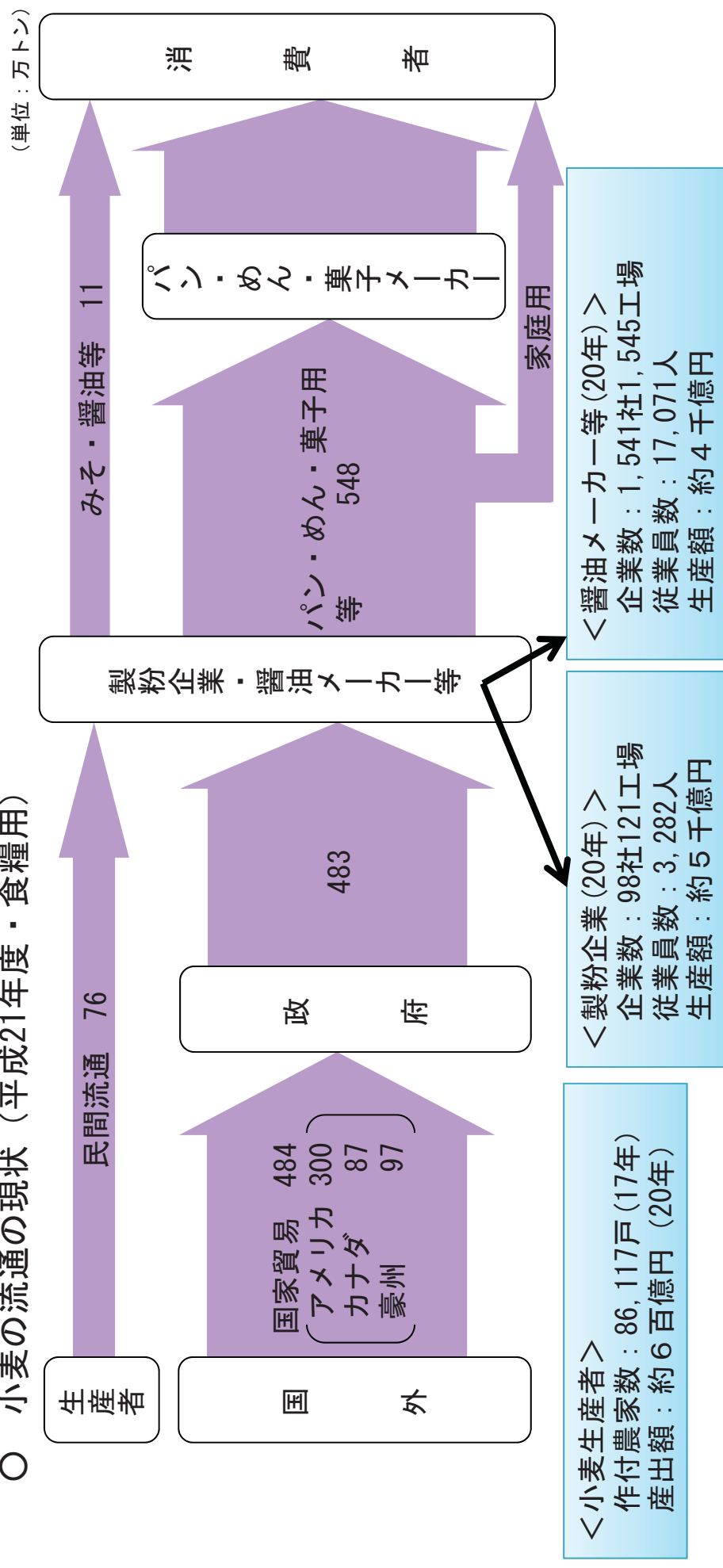
＜卸売業者（22年）＞
業者数：194社

＜米穀小売店（22年）＞
業者数：5,859業者

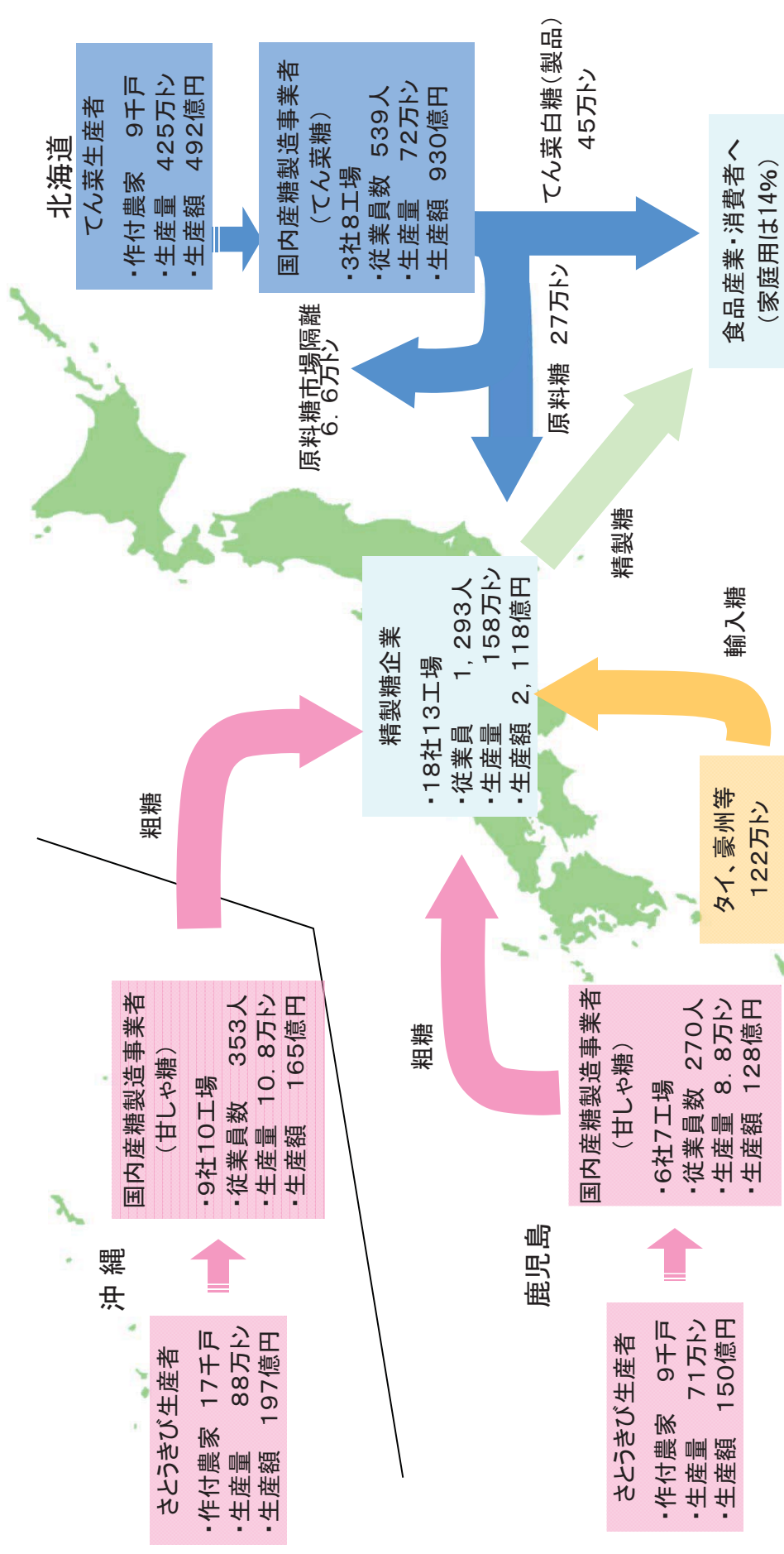
＜加工業者＞
・米菓（あられ等）（20年（企業数は22年））
企業数：455社595工場
従業員数：20,701人
生産額：約2千億円
・米穀粉（20年（企業数は22年））
企業数：131社198工場
従業員数：3,136人
生産額：約4百億円
・清酒（20年度）
企業数：1,616社
1,329工場
従業員数：30,129人
生産額：約5千億円

- 小麦は主に製粉企業が製粉して小麦粉にし、二次加工メーカーがパン・めん等を製造。
- 国内産小麦の生産は、引き取り手である製粉企業があれば成り立たない。二次加工メーカーも、大手企業はもとより中小企業も地域の経済において、重要な役割。

○ 小麦の流通の現状（平成21年度・食糧用）



○ 甘味資源作物は、北海道畑作及び鹿児島県南西諸島・沖縄県南西諸島・沖縄県の基幹作物。国内産糖製造事業とともに地域経済を支えている。



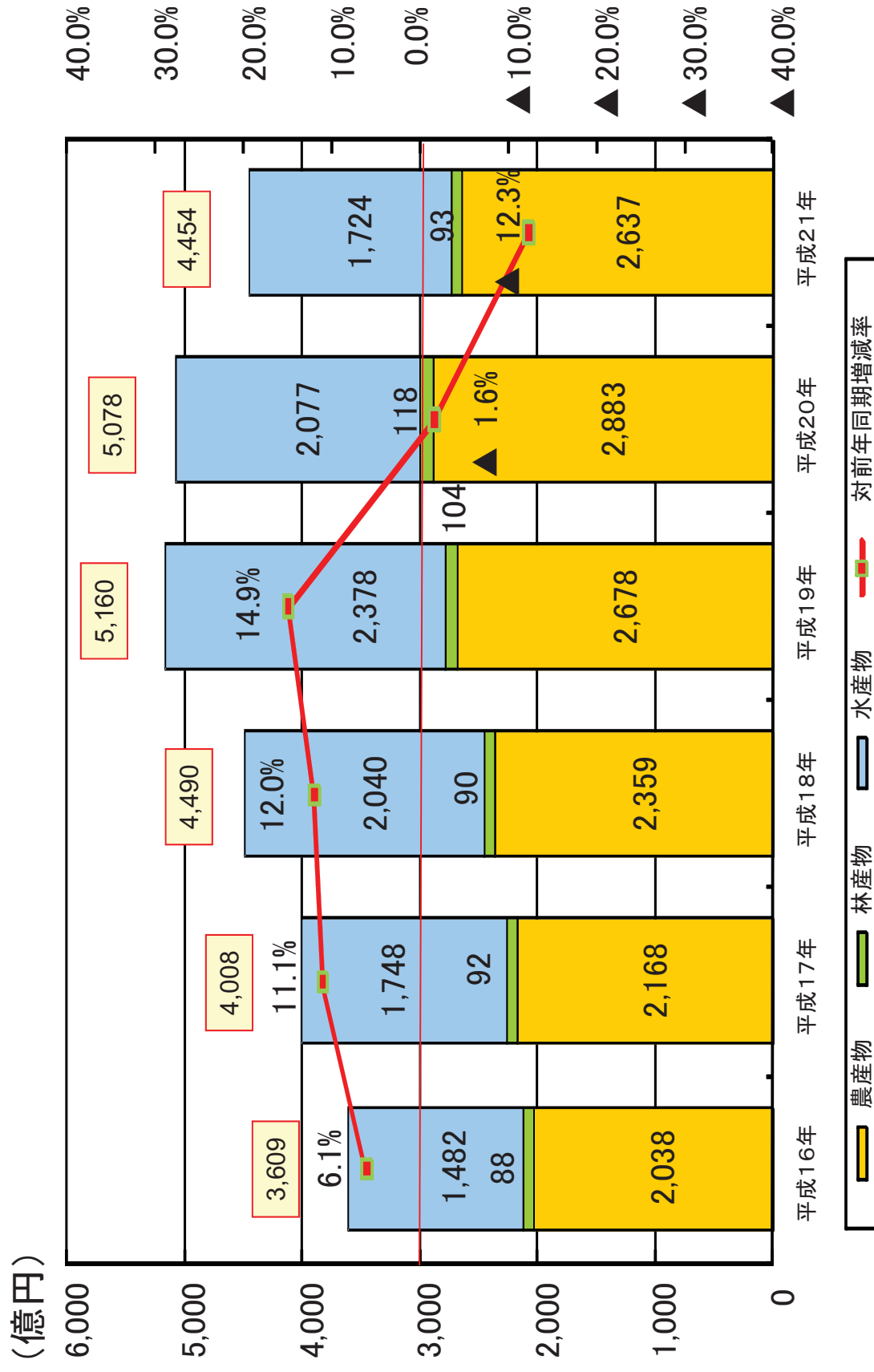
(注) データは平成20砂糖年度のもの(砂糖年度とは、当該年の10月1日から翌年の9月30日までの期間)。

精製糖企業の生産量は、18社のうち主要13社の合計。

さとうきびの生産額、分蜜糖工場の生産額及びてん菜糖企業の生産額は交付金を含む額。

てん菜の生産額は水田・畑作経営所得安定対策の成績払い(黄ゲタ)を含む額。

○ 農林水産物・食品の輸出額は、農業生産額(9兆円)から見ても小さな割合。



4. 近年の主な政策展開

○ 戸別所得補償制度の導入により、農家の主体的な経営判断による米の需給調整への参加を促すなど、減反からつくる農政へと大転換。

これまでの米政策

- ① 半強制的な米の需給調整と、過剰時に政府買入れなどの市場隔離を行うことにより、米価水準の維持を図ることを基本としてきました(価格支持政策)。
- ② 一定規模以上の担い手を対象として収入の減少を補てんする対策等を行ってきました。一方、消費減少などに伴う米価下落により、稲作は恒常的なコスト割れの状況にありましたが、これを補う支援はありませんでした。

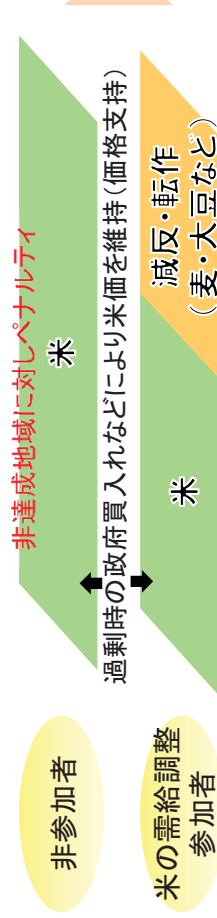
農家経営 の安定

- ① 米を作らないことへの助成や、非達成地域へのペナルティといった手法により推進してきました。
- ② 米価下落時に政府買入れなどの市場隔離を行ってきたことから、需給調整に参加していない者の米価も維持され、参加者から見ると不公平感が増大していました。

米の 需給調整

水田作の麦・大豆などへの助成を米の需給調整の達成者のみに限定してきたことから、麦・大豆などの自由な生産拡大や安定的な供給を阻害してきました。

食料自給 率の向上



麦・大豆などへの助成を
米の需給調整の達成者のみに限定

戸別所得補償の下での米政策

米の恒常的なコスト割れに着目し、販売農家を対象に、米の所得補償として1.5万円/10a(全国一律)を交付する他、その年の米価が下落した場合の補てんを行います。



- ① 米の所得補償の交付対象を需給調整に参加した者とする
ことにより、農家の主体的な経営判断による参加を促し需
給調整の実効を図ります。(ペナルティは廃止します)
- ② 過剰時の市場隔離については、需給調整に参加する者
と、参加しない者の不公平感を生むことから行いません。

食料自給率の向上のために、米の需給調整の達成とは関係
なく、麦・大豆などの所得補償を行うことにより、自由に
麦・大豆などを生産拡大できるようにします。



米の需給調整の達成とは関係なく、麦・
大豆などを生産する者に助成

- 農地法については、所有と利用の分離や利用についての大幅な規制緩和等、限りある我が国の農地を有効利用するために抜本改正を実施。（平成21年）

【平成21年の農地法改正のポイント】

個人が農業に参加しやすくする

- 農地を取得する際の下限面積(50a)を緩和
→ 地域の実情に応じて自由に設定

株式会社でも農地を借りられるようにする

- 株式会社等の貸借での参入規制を緩和
→ 全国的に参入可能、農地の貸借期間の上限を20年から50年間に延長

出資という形で農業へ参入しやすくする

- 農業生産法人の要件を緩和
→ 食品関連企業等からの出資が1/2未満まで可能

農地の適切な利用を徹底する

- 農地確保のための措置の徹底
 - ・ 転用規制の厳格化→ 病院、学校等の公共転用への協議制の導入
 - ・ 遊休農地対策の強化→ 毎年、全ての農地を対象とした利用状況の調査

【農地の権利を取得する仕組み等について】

農地を効率的かつ適切に利用すれば、個人は
原則自由に農地を取得し参入可能

すべてを効率的に利用すること

機械や労働力等を適切に利用するための営農計画を
持っていること

一定の面積を経営

原則（都府県：50a、北海道：2ha）にかかわらず、地域の
実情に応じ、自由に設定可能

周辺の農業に支障がない

水利調整に参加しない、無農薬栽培の取組が行われて
いる地域で農薬を使用するなどの行為をしないこと

貸借であれば、法人は全国どこでも参入可能

貸借契約に解除条件を付す

適正に農地を利用していないときは契約を解除する旨を
明文化

地域における適切な役割分担

集落での話し合いへの参加、農道や水路の維持活動へ
の参画など

役員のうち1人は農業に常時従事

地域の調整役として責任を持って対応できる者が、農業
（マーケティング等経営や企画に関するものも含む）に参画

農地を所有して参入することは、法人でも一定の要件を満たせば可能（農業生産法人）

法人形態

譲渡制限のある株式会社、農事組合法人、合名・合資・
合同会社

事業内容

主たる事業が農業（売上高の過半）

構成員

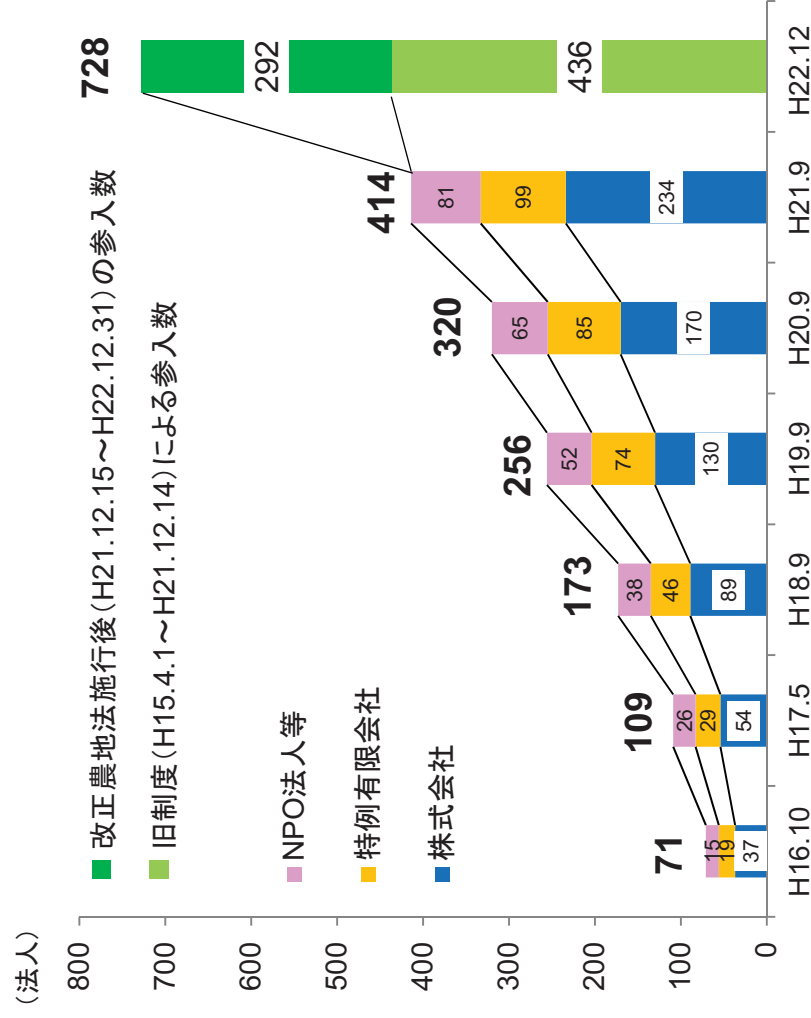
- ・農業関係者が総議決権の原則として4分の3以上を占めること
- ・加工業者等の関連事業者の場合は、総議決権の2分の1未満
まで可能。

役員

役員の過半が農業の常時従事者であること等

○ 改正農地法の施行後約1年で新たに292法人が参入（平成22年12月末）。

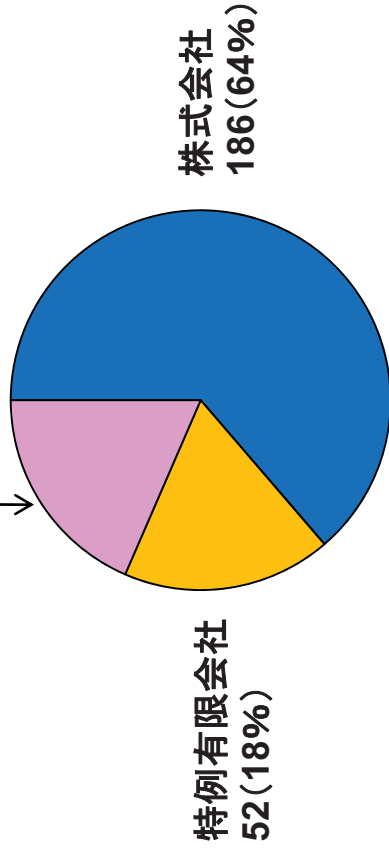
参入法人数の推移



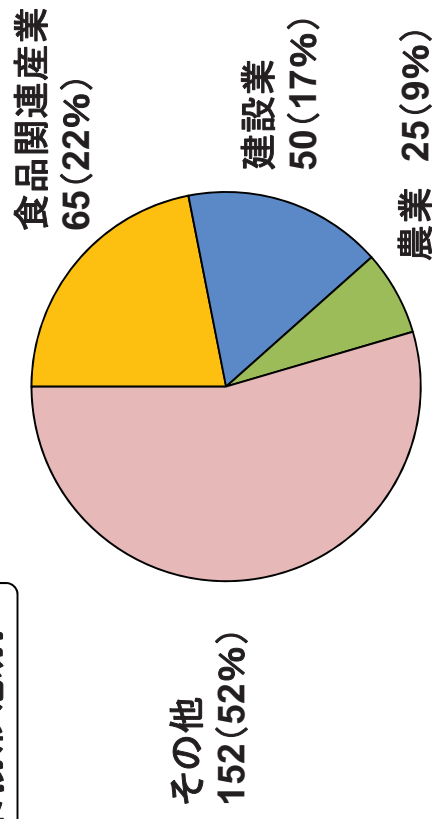
組織・業務形態別の参入法人数 (292)

組織形態別

NPO法人等 54 (18%)



業務形態別



資料：農林水産省経営局調べ

資料：農林水産省経営局調べ（平成22年12月末現在）

食と農林漁業の再生実現会議の開催について

〔平成 22 年 11 月 30 日
食と農林漁業の再生推進本部決定〕

1. 官民の力を結集して、高いレベルの経済連携の推進と我が国の食料自給率の向上や国内農業・農村の振興とを両立させ、持続可能な力強い農業を育てるための対策を検討・推進するため、食と農林漁業の再生実現会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

議長 内閣総理大臣
副議長 国家戦略担当大臣、農林水産大臣
構成員 内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、外務大臣、経済産業大臣、内閣総理大臣が指名する者及び有識者
3. 会議の庶務は、農林水産省の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. その他、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

食と農林漁業の再生実現会議 構成員

議 長 内閣総理大臣

副議長 国家戦略担当大臣、農林水産大臣

構成員 内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

外務大臣

経済産業大臣

大泉 一貫 宮城大学 副学長

加藤登紀子 国際連合環境計画（U N E P） 親善大使

川勝 平太 静岡県知事

小林 栄三 伊藤忠商事株式会社 代表取締役会長

相良 律子 栃木県女性農業士会 会長

生源寺 眞一 東京大学大学院農学生命科学研究科 教授

深川 由起子 早稲田大学政治経済学術院 教授

佛田 利弘 (株)ぶった農産 代表取締役社長

三村 明夫 新日本製鐵株式会社 代表取締役会長

村田 紀敏 セブン&アイ・ホールディングス

代表取締役社長

茂木 守 全国農業協同組合中央会 会長

食と農林漁業の再生実現会議 運営要領（案）

食と農林漁業の再生実現会議（以下「会議」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 会議における配布資料は、会議終了後、原則として、公表する。
2. 会議終了後、議長の指名する副議長又は当該副議長の指名する者が記者会見を行い、議事内容を説明するものとする。
3. 会議の議事要旨を、原則として、公表する。
4. この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で決定する。